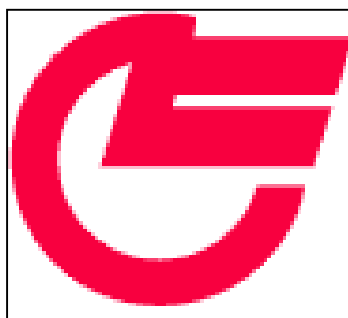


日吉津村地域防災計画

(風水害等対策編)
(震災対策編)



平成27年度 修正

日吉津村防災会議

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

節	表題	頁
第1節	組織計画	27
第2節	配備及び動員計画	33
第3節	通信情報計画	36
第4節	災害広報・広聴計画	46
第5節	事前措置計画	48
第6節	避難計画	49
第7節	救出・救助計画	61
第8節	消防防災ヘリコプター活用計画	63
第9節	食糧供給計画	64
第10節	衣料生活必需物資供給計画	66
第11節	給水計画	68
第12節	入浴施設計画	70
第13節	宅地・建物の被災判定計画	70
第14節	応急仮設住宅計画	71
第15節	医療及び助産計画	73
第16節	防疫計画	74
第17節	清掃及び死亡獣畜処理計画	76
第18節	トイレ対策計画	77
第19節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	79
第20節	障害物の除去計画	81
第21節	輸送計画	83
第22節	労務供給計画	85
第23節	文教対策計画	88
第24節	隣保互助、民間団体活用計画	90
第25節	ボランティアの受入計画	91
第26節	水防計画	93
第27節	自衛隊災害派遣要請計画	99
第28節	交通施設災害応急対策計画	102
第29節	機械資機材の整備計画	103
第30節	海上等流出油災害応急対策計画	103
第31節	大規模事故応急実施体制の整備計画	104

第4章 災害復旧計画

節	表題	頁
第1節	公共施設災害復旧計画	105
第2節	公共事業に対する資金計画	105
第3節	資金融資計画	106

第1章 総 則

第1節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、村民の生命、身体及び財産の安全と保護を図るため、日吉津村における災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第2条第1号〕

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

〔災害対策基本法施行令第1条〕

政令で定める原因…放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき日吉津村防災会議が作成する「日吉津村地域防災計画」の「風水害等対策編」である。

日吉津村地域防災計画は、本編のほか「震災対策編」からなる。

また、「資料編」を別に定める。

第3節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては下記の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 村、県、防災関係機関及び村民それぞれの役割と連携
- (3) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (4) 災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守
- (6) 女性、避難行動要支援者等の多様な視点を生かした対策の推進

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする

- ① 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
- ② 意思決定、住民ニーズの把握などを行なう場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望など十分反映すること。
- ③ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

第4節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「日吉津村総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第6節 計画の習熟

村及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

第7節 村民の責務

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず、村民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

村民は、「自らの生命は自ら守る、自らの危険を察知して適切な行動をとる」(自助)「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域を知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

1 日頃の備え

(1) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

- ・ 本村の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- ・ 気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

(2) 家族でする防災

- ・ 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、家具等の固定などの安全対策もしておく。)
- ・ 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、揺れやすさ、液状化危険度など。)
- ・ 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- ・ 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- ・ 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じて定期的に確認する。)
- ・ 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- ・ 3日分の食糧や水、非常持ち出し品を準備しておく。(ラジオも携帯する。)
- ・ 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

(3) 地域でする防災

- ・ 自主防災組織を結成し、参加する。
- ・ 消防団に参加する。
- ・ 防災訓練や研修会に参加する。
- ・ 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- ・ 村と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

2 災害が起こりそうなとき

(1) 家族でする防災

- ・ 村、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。

- ・ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- ・ 危険な場所に近づかない。
- ・ 危険が迫ってきたら、村長の発出する避難勧告等により、又は自ら自主的に避難する。
- ・ 定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。)
- ・ 避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

(2) 地域で行う防災

- ・ 情報の収集・伝達、村民の避難誘導をする。(特に避難行動要支援者に配慮する。)
- ・ 異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

3 災害が起こったとき

- (1) 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。(ただし、自分の身を守ることを最優先する。)
- (2) 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(被災建築物の応急危険度判定。)
- (3) 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第8節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

日吉津村及び鳥取県をはじめ、本村を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに地方公共機関及び本村内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて日吉津村の地域にかかる防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1 管区各警察の指導調整
	2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携
	3 関係機関との協力
	4 情報の収集及び連絡
	5 警察通信の運用
	6 津波警報の伝達
中国総合通信局	1 非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理
	2 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者に対する貸与要請
	3 災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与
中国四国地方環境事務所(米子自然環境事務所)	1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達
	2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援
	3 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
	4 災害時における環境省(本省)との連絡調整
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整
	2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国財務局(鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資
	2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示
	3 公共事業等被災施設の査定立会
	4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
中国四国厚生局	1 独立行政法人国立病院機構との連絡調整(災害時における医療提供)
鳥取労働局	1 労働災害防止についての監督、指導
	2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する補助・救急措置に関する協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国農政局 (鳥取農政事務所)	1 農地防災事業による農業用施設等の防護
	2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導
	3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
	4 営農資材及び生鮮食料品等供給指導、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策
	5 農地、農業用施設、農業共同利用施設についての災害復旧事業
	6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資
	7 災害時における主要食糧の供給対策
近畿中国森林管理局	1 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	1 災害時の物資の供給対策
	2 被災商鉱工業者に対する融資あっせん
	3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
中国四国産業保安監督所(部)	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保
中国地方整備局 (日野川河川事務所)	1 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防
	2 災害に関する情報の収集及び伝達
	3 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
	4 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置
	5 被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置
	6 被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸付
	7 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	8 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣
中国運輸局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
	2 輸送等の安全確保に関する指導監督
	3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
	4 自動車輸送事業者に対する運送命令
大阪航空局 (美保航空事務所)	1 災害時における航空輸送の調査
	2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予警報等の発表及び通知
	2 津波警報等の通知
	3 恒久的災害対策の気象資料の提供
	4 災害発生時の気象観測資料の提供
	5 その他防災に係る气象台の所掌事項
第八管区海上保安本部 (境海上保安部)	1 情報の伝達・周知
	2 海難救助等
	3 海上における緊急輸送
	4 海上交通安全の確保
	5 治安の維持
米子公共職業安定所 (ハローワーク米子)	1 災害時における労働者の斡旋に関すること

2 陸上自衛隊 (第8普通科連隊)

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第8普通科連隊)	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施
	2 災害派遣の実施 (1) 人命及び財産の保護のために行う応急救急又は応急復旧 (2) 災害救助のための防衛庁管理に属する物品の無償貸与及び譲与

3 県の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
鳥取県 警察本部	1 鳥取県防災会議に関する事務
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
	4 防災に関する施設及び設備の整備
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
	7 水防その他の応急措置
	8 被災者の救助及び救護措置
	9 災害時の文教対策
	10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	11 施設及び設備の応急復旧
	12 交通規制及び災害警備
	13 緊急輸送の確保
	14 災害復旧の実施
	15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
西部総合事務所 地域振興局	1 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
同上 福祉保健局 (西部福祉事務所)	1 災害救助法による救助の実施
	2 福祉施設の災害対策の指導
同上 (米子保健所)	1 災害時における医療防疫等保健衛生措置
同上 生活環境局	1 水道施設被災時の応急給水の応援
	2 断水、給水制限時の飲料水の衛生指導
	3 被災水道施設の復旧支援
同上 農林局	1 災害時における農業の総合的な行政及び技術指導
	2 農業用施設の災害復旧
	3 農業者に対する金融対策
同上 県土整備局	1 水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導
鳥取県 西部県税事務所	1 災害時における県税の減免、納入期限の延長等特別措置
米子警察署	1 災害時における治安、交通、避難誘導等災害応急措置

4 その他の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	1 災害時における消防、救急、救助その他防災に関すること

5 日吉津村

機関の名称	事務又は業務の大綱
日吉津村	1 日吉津村防災会議に関する事務
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
	4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	5 防災に関する施設及び設備の整備
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査
	7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町に対する応援措置
	8 被災者の救難、救助その他の保護
	9 被災者の医療、助産の実施
	10 避難の勧告又は指示
	11 災害時の文教対策
	12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	13 施設及び設備の応急復旧
	14 緊急輸送の確保
	15 災害復旧の実施
	16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (鳥取支店)	1 災害時における郵便業務
郵便局株式会社	1 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社米子営業支店)	1 災害時における救済用物資の緊急輸送
独立行政法人日本 原子力研究開発機構	1 原子力施設の災害予防
	2 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達
	3 原子力災害時における施設内の応急対策
	4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施
	5 放射線物質に汚染された物質の除去及び除染
日本赤十字社 鳥取県支部	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施
	2 災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整
	3 義援金募集及び配分
	4 血液輸送
	5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡
	6 救援物資の配布
	7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本高速道路株式会社 (中国支社)	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保、散水車による応援給水業務
西日本旅客鉄道株式会社 (米子支社)	1 鉄道施設の災害予防
	2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
西日本電信電話株式会社(鳥取支店)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
KDDI株式会社 (中国総支社)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社NTTドコモ(中国支社)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
日本放送協会(鳥取放送局米子支局)	1 気象等の予報・警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本通運株式会社 (米子支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
中国電力株式会社 (米子営業所)	1 電力施設の災害予防
	2 災害時における電力の供給対策
	3 電力施設の応急対策及び災害復旧
日本銀行(鳥取事務所)	1 災害時における金融機関の緊急金融措置指導
	2 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営
佐川急便株式会社 (中国・四国支社)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
福山通運株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ヤマト運輸株式会社 (津山主管支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ソフトバンクモバイル株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
ソフトバンクテレコム株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
独立行政法人国立病院機構(中四国グループ)	1 災害時における医療救護の実施

7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日本交通株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日ノ丸西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
鳥取瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防
	2 災害時におけるガスの供給対策
	3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
米子瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防
	2 災害時におけるガスの供給対策
	3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
株式会社新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道
	2 災害時における村民への情報の周知
日本海テレビジョン放送株式会社	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社山陰放送	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
若桜鉄道株式会社	1 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	2 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
一般社団法人鳥取県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救援物資及び避難者の輸送
株式会社山陰中央新報社(米子総局)	1 災害時における災害状況の収集及び報道
	2 災害時における村民への情報の周知
山陰中央テレビジョン放送株式会社(米子支社)	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社エフエム山陰(米子支社)	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
公益社団法人鳥取県医師会	1 災害時における医療及び救護の実施
一般社団法人鳥取県LPガス協会	1 LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガス供給対策
智頭急行株式会社	1 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	2 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
一般社団法人鳥取県バス協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
公益社団法人鳥取県看護協会	1 災害時における医療及び救護の実施
一般社団法人鳥取県助産師会	1 災害時における医療及び救護の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人鳥取県歯科医師会	1 災害時における医療及び救護の実施
一般社団法人鳥取県薬剤師会	1 災害時における医療及び救護の実施
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1 災害時における独居老人、障がい者等への援護活動の実施
鳥取県農業協同組合中央会	1 災害時における食糧調達供給
日本海ケーブルネットワーク株式会社	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社鳥取テレビア	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社中海テレビ放送	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
鳥取中央有線放送株式会社	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道

8 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
日吉津村社会福祉協議会	1 災害時における独居老人、障がい者等への援護活動の実施
鳥取県西部農業協同組合日吉津支所	1 被災者に対する物資及び融資のあっせん
	2 防災に関する啓発
	3 農畜産物の災害応急対策
	4 気象等の予報及び警報の伝達に関する協力
	5 被害調査に関する協力
米子日吉津商工会	1 被災者に対する物資及び融資のあっせん
	2 防災に関する啓発
	3 被害調査に関する協力
箕蚊屋土地改良区	1 農地及び農業用施設の災害応急対応
	2 被害調査に関する協力
株式会社DARA Zコミュニティ放送	1 気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道

第9節 村の概況と災害の記録

1 自然的条件

(1) 位置

日吉津村は、鳥取県の西部にあって東経133° 23′、北緯35° 26′に位置し、東は中国地方一を誇る国立公園大山の雄姿を望み、西は鳥取県の三大河川の一つ日野川が流れている。北は日本海に面し、周囲を米子市に囲まれている。

(2) 地勢

県の西部にあり、西は日野川下流東岸、北は日本海に面し、周囲を米子市に囲まれた4.20km²の南北にやや長い平坦な地域である。

■地目別面積

(単位：Km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	その他	計
面積	1.08	0.59	1.15	0.03	0.00	1.35	4.20
割合	25.7%	14.0%	27.4%	0.7%	0.0%	32.1%	100.0%

(資料：H24年度土地概要調査…平成26年度に国土地理院が面積を4.16km²から4.20km²に修正。平成27年4月から村の面積を4.20km²と公表しているため、地目のその他で面積を調整。)

(3) 気象

鳥取県の気候は裏日本型に属し、本村もその例により梅雨期、台風期のほかの各期とも降水量が多い。12月から2月は、西ないし北西の季節風が発達し、強い寒波が来襲して雪害が発生することがある。8月半ばを過ぎると気圧の谷の通過で降雨も多くなり、9月に入ると台風による被害を受けることがある。気象庁の統計では、2014年の平均気温は15.1℃、年間日照時間は1755.0時間、年間降水量は1,668.0mmである。

(4) 地質

地質は、流紋岩質岩石を多く含む火山性岩石の上に、沖積層が広がっている。日野川河口付近では砂層を主とし、上流になるに従い泥層に推移する。泥層は洪積世の海退期に形成された浸食谷に沖積世に埋積した海成粘土からなり含水率が高く、地盤は軟弱である。

2 社会的条件

(1) 人口

本村の人口は、平成27年11月1日現在、3,482人である。交通の便もよく区画整理事業等の成果もあり、県下で唯一、平成20年から人口が増加し続けている。

■人口の推移

(単位：人)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22
日吉津村	2,799	2,830	2,760	2,971	3,163	3,339
鳥取県	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,418

(資料：国勢調査)

■人口増減率の推移

	S60-H2	H2-H7	H7-H12	H12-H17	H17-H22
日吉津村	1.1%	△ 2.5%	7.6%	6.5%	5.6%
鳥取県	△ 0.0%	△ 0.1%	△ 0.3%	△ 1.0%	△ 3.1%

(資料：国勢調査)

■世帯数・平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)

		S60	H2	H7	H12	H17	H22
日吉津村	世帯数	676	704	717	838	892	1,070
	平均世帯人員	4.1	4.0	3.8	3.5	3.5	3.1
鳥取県	世帯数	173,211	179,829	189,405	201,067	209,541	211,832
	平均世帯人員	3.6	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8

(資料：国勢調査)

■平成22年年齢階層別人口

	年齢階層別人口 (人)				年齢階層別人口割合		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	計	15歳未満	15～64歳	65歳以上
日吉津村	512	2,013	781	3,306	15.5%	60.9%	23.6%
鳥取県	77,951	352,098	153,614	583,663	13.4%	60.3%	26.3%
全 国	16,803,444	81,031,800	29,245,685	128,057,352	13.1%	63.3%	22.8%

※全国値の計には、不詳(976,423人)を含む。

(資料：国勢調査)

(2) 産 業

田畑の中に集落が点在しているが、村のほぼ中央に国道431号が通っており、その沿道に大型ショッピングセンターや飲食店などのサービス業が、村の南側には大手製紙会社が営業をしている。

また、農業においては、耕作面積が163haで全面積の約39%。田畑の割合は田が多く、主な作物は水稻、大豆、白ねぎ、ブロッコリーである。

(3) 交通及び通信

村には鉄道や大きな港湾はなく、村民の避難方法は原則として陸路に限られている。主要道路は国道431号が村の中央を東西に横断して、東側で国道9号に交わり、県の東中部へ結ばれている。

また、関西、山陽方面に向かう中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジも近くにあり、避難の際においては重要な交通手段となっている。

通信網については、固定電話や携帯電話の普及、防災行政無線施設や村内全世帯に戸別受信機が配置され、村の広報活動や災害時の緊急放送等に活用されており、情報通信体制は一応整備されている。

また、光ファイバーが全村域に敷設され、ケーブルテレビやインターネット等の高速通信が利用できる基盤が整備されている。

3 過去の災害の記録

本村における過去の災害記録は、資料編第1章第9節第1表のとおりである。

第2章 災害予防計画

第1節 通 則

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために平素から、防災に関する施設の整備、予防思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第2節 風水害予防計画

1 目 的

各種の災害のなかでも人的・物的にも多くの損害を生じている風水害について、これを未然に防止するため本村の特殊事情をよく把握し、各種の風水害対策に万全を期することを目的とする。

2 水害予防

本村に水害を及ぼす河川は日野川及び佐陀川であることから、水害防止を図るため河川改修事業の促進を国及び県に要請するとともに、各種予防を図る。

- (1) 道路及び橋りょう、堤防等の維持補修
- (2) ため池、樋門、その他水害予防施設の新設及び維持補修
- (3) 浸水想定区域指定があったときには、想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の策定及び村民への周知を図る

3 重要水防区域の現況

村内の重要水防区域は重要度「要注意」のみであり、Aランク及びBランク箇所はない。

4 強風災害予防

村は気象の状況に応じて、強風が予想される場合（気象庁の発表する気象情報において、突風について発表された場合、又は、竜巻注意報が発表された場合）は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民等に対して、事前の措置として看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等、災害の防止に努める。

また、強風時には屋外での活動の取りやめを呼びかける等の対応を図る。

第3節 雪害予防計画

1 目 的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、家屋、人家の被災の発生等に際し、速やかに措置することを目的とする。

2 除雪対策

積雪による交通路を確保するため、迅速・的確に除雪作業の実施を図る。

(1) 実施責任者

除雪車の進入が可能な村道及び村の施設についての除雪は、村長が行う。実施にあたっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

(2) 除雪計画

本村内の国道及び主要な県道については国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪を実施する。村道については、路面の積雪が概ね15cm以上を一次除雪、20cm以上を二次除雪として、優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

① 村が行う除雪基準

- (ア) 通学路の確保
- (イ) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）
- (ウ) 国道、県道その他主要地方道から集落に至る路線の確保
- (エ) その他緊急に必要とする路線

② 除雪路線

(ア) 村道等については、資料編第2章第3節第1表及び3表のとおりである。

(イ) 本村内の国及び主要な県道についての除雪順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準によるが、本村内の該当路線、区間等については、資料編第2章第3節第2表のとおりである。

③ 除雪方法

(ア) 委託除雪

必要に応じ民間業者に委託して行う。

(3) 除雪要領

除雪優先道路については、毎年路線を指定して除雪機械所有者等と除雪委託契約を行い万全を期す。なお、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第3章第2.4節「隣保互助、民間団体活用計画」により、その協力を得るほか、労務者の雇上げを行う場合については第3章第2.2節「労務供給計画」により実施するものとする。

3 観光客対策

観光客の交通確保を図るため、村観光協会、商工会、事業者等との応援協力体制の整備を推進する。

第4節 高波、高潮災害予防計画

1 目的

この計画は、海岸浸食、台風時における高波、高潮時の災害の未然防止を図るために、海岸護岸及び防波堤等を整備するとともに危険区域の実態を把握し、被害防止に努めることを目的とする。

2 海岸保全施設整備事業

日吉津海岸の整備は平成8年に終了し、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤の整備が完成した。本村は海岸部の海抜と防潮堤の高さ及び砂浜の存在を考慮し、高潮、高波の災害は無いと考えている。今後は各施設の維持管理が中心となるが、老朽化等で改修が必要な場合は国、県と連携し、その整備を図り、背後地の安全性を確保するものとする。

3 沿岸部住民等の避難体制の整備

高潮等による危険区域の村民への周知に努めるとともに、高潮警報等の迅速な村民への伝達体制の整備を図る。

第5節 農業災害予防計画

1 目的

農作物の防災基盤を確立するために、水害、干害等の災害に対する防災指導について定めることを目的とする。

2 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼす恐れがあるときは、西部総合事務所農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関、各種団体と協議又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれら関係機関を構成員とする農業対策協議会を設置するものとする。なお、農業対策協議会は村長を会長とし事務局を建設産業課内におき、次の事項を協議又は実施する。

- (1) 異常気象による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
- (2) 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- (4) その他必要と認められること。

3 農作物の災害予防対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示或いは独自の判断により対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図るものとする。

4 防疫対策

(1) 実態の早期把握

村内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握する。

(2) 防除の指示及び実施

県等との協議により緊急防除班を編成し、防除の実施にあたる。

5 防除器具の確保

緊急防除の実施にあたり集中的に防除器具の使用ができるように努める。

第6節 建造物災害予防計画

1 目的

この計画は、風水害、地震、火災等による建築物等の災害を防御するため、防災建築物等の建設を促進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 建築物の現況

本村の場合木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート等による耐震耐火構造の建築物は僅かにすぎない。

3 公共用建築物の災害予防対策

公共用建築物は、災害発生時に避難場所にする等、応急対策上重要な拠点となるため、また、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検や公共建築物にあっては消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図る。木造建築物とする場合は、耐震性のある構造とし、防火対策に留意するものとする。

なお、既存の公共用施設については、積極的な耐震調査の実施、また必要に応じて改修又は補強工事を施すものとする。

4 既存建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限に止めるため、既存建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防関係については、[第2章第8節「消防計画」](#)を参照すること。

(1) 建具類の完全固定

(2) 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。

(3) 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防止する。

(4) 特に老朽化した建物にあっては、丸太、角材等で補強する。

(5) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

5 文教施設の災害予防対策

避難所、給水所等応急対策の拠点ともなる文教施設は、改修にあたっては、計画的に耐震、耐火化を促進するものとする。

6 社会福祉施設等災害予防対策

老年人口の増加に伴い、災害弱者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、収容対象者は高齢者、幼児等の災害弱者であることから、災害に対する避難活動についても配慮し、消防用設備等を設置するなど、総合的な整備改善を促進するものとする。

第7節 文化財災害予防計画

1 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

2 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定、県指定ともにその所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

3 保護・管理等の指導

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じ文化庁或いは、県教育委員会から保護、管理に必要な命令、勧告、指示、指導、助言が行われるが、村においても絶えず文化財等の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し、消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに破損、腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続き、方法等について適切な指導、管理を行う。

4 村における重要文化財

資料編第2章第7節第1表のとおりである。

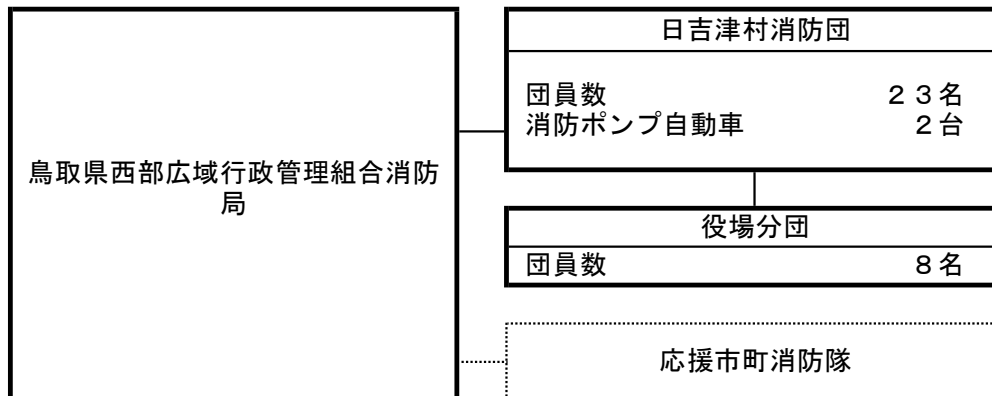
第8節 消防計画

1 目的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに消防機関の組織を活かして、村民の生命、身体及び財産を火災から保護し、あわせて水火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組織

日吉津村における消防の組織及び規模は次のとおりである。消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防団員の確保、組織の整備等に努める。



(平成27年4月1日現在)

3 日吉津村消防団の出動計画

(1) 出動の基準

① 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合。

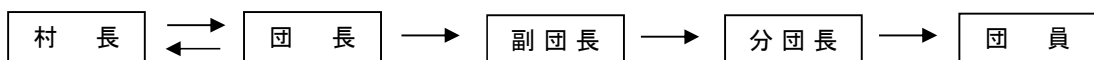
② 非常出動

災害の規模の拡大にともない、強力な対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合。

(2) 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災、その他の災害の発生を知ったときは、予め指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、防災行政無線の利用、サイレン等迅速・的確な方法をもって行う。連絡系統は次図によるものを原則とする。



4 消防用施設の整備

(1) 点検

火災発生の際に、直ちに出勤し行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。

- ① 通常点検
- ② 特別点検
- ③ 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具、消防用水利等消防施設の異常の有無を早期に察知し、火災出動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

(2) 消防団、消防協力団体の現況及び消防団の整備充実

村消防団の現況は近年、消防団員が高齢化、地域就業構造の変化から減少傾向にあることから、村は消防団員定数の確保とともに、人員の確保として、女性消防団員の加入を検討するとともに、消防団協力事業所制度の導入等により、民間企業の従業員等が消防団に加入しやすくする仕組みづくりに努める。

(3) 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

- ① 地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法を協議する。
- ② 火災予防広報、消火訓練等消防団と住民が接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を実施する。

5 火災警報の伝達

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が必要と認めた時に発令し、村民及び関係機関等に周知するものとする。

種類	発令基準
火災警報	1. 実効湿度60パーセント以下であって、最低湿度は、40パーセントを下り、最大風速毎秒7メートルを超える見込みのとき。 2. 平均風速毎秒10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)

6 火災予防の徹底

火災警報が発令された場合、或いは通常の場合においても、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、消防団はその管轄区域内の次の対象物について、火災予防の徹底を行うものとする。

(1) 火災予防

火災予防運動週間等を通じ、火気を取扱う設備器具等を重点的に検査するとともに、火災予防のための指導もあわせ行うものとする。

(2) 火気使用制限

火災警報が発令された場合においては、下記事項において速やかに村民に周知するものとする。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近では喫煙をしないこと。
- ⑤ 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。
- ⑥ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第9節 避難所等整備計画

震災対策編第2章第12節「避難所等整備計画」を準用する。

第10節 物資・資機材等整備計画

1 目的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材等の整備について定め、円滑な応急対策の実施を図ることを目的とする。

2 防災資機材の整備等

村は、災害時の応急活動用資機材の整備充実と適正な管理、及び備蓄倉庫の整備を図る。

3 食糧、生活物資の確保

村は、予め生活物資の備蓄に努めるとともに、村民に食糧備蓄を奨励する。

なお、災害に際し、避難所に保護する村民のための生活物資が不足する場合は、県内市町村で連携して保有する「連携備蓄」の供出について、速やかに県（危機管理局）へ調整を依頼するものとする。

なお、日吉津村が連携備蓄として保有する備蓄品は、資料編第2章第10節第1表のとおりである。

4 連携備蓄の概要

- ・ 連携備蓄は「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき実施する。
- ・ 県と市町村の役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄する。
- ・ 県と各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。
- ・ 各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携物資により被災者支援を実施する。

第11節 医療（助産）救護体制の整備計画

1 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の村民が医療（助産）の途を失うことが十分予想されることから、村及び医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るよう予め医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

2 医療（助産）救護体制の整備

(1) 救護所の設置

災害の発生、拡大の状況を勘案しながら、救護所を設置する体制を整えるため、予め、現

地救護所の設置場所としての候補地について、事前に検討し、調査しておく。

また、救護所に詰める医療班の編成を予め定めておき、更に医師会及び医療機関の協力のもと、広範な応急体制を確立する。

(2) 医療資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資機材等については、備蓄を推進する。また、防災関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図る。

(3) 協力の要請

災害が大規模であり、村、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、県、近隣市町等に協力を要請する。

(4) 救急医療情報通信体制の整備

消防機関、医療機関、医師会等の相互の情報通信機能を確保し、負傷者数、要員数、医療品、空きベット数、医療機器等の被害状況等の医療情報を常時把握できるような体制を整備する。

第12節 危険物等災害予防計画

1 目的

この計画は危険物、爆発物等による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物の安全確保を図ることを目的とする。

2 想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

- (1) 危険物（消防法第2条第1項）の漏えい、流出、火災及び爆発
- (2) 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）の漏えい、流出、火災及び爆発
- (3) 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）の火災及び爆発
- (4) 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項）の漏えい、飛散、流出等

3 危険物取扱業者の把握

危険物取扱公共施設は資料編第2章第12節第1表のとおりである。

4 危険物の安全対策

取扱業者は特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

- (1) 危険物保安監督者の選任
- (2) 危険物取扱者による貯蔵及び取扱の保安監督
- (3) 危険物取扱者による施設の定期点検
- (4) 消火、警報設備の維持及び点検
- (5) 危険物運搬の安全確保
- (6) 危険物の貯蔵及び取扱に従事する者への保安教育の実施
- (7) 一定規模以上の給油所等に当たっては、自衛消防組織の設置又は予防規程の既定
- (8) 地震、火災等に対する危険物の防火対策

第13節 海上等流出油災害予防計画

1 目的

この計画は、村沿岸海域における大規模な油類の流出、港湾での油流出により、沿岸村民、船舶及び水産資源等に対する海上災害を防止することを目的とする。

2 協力体制の確立

大規模な流出油による災害に備え、防災関係機関、関係企業、漁業団体等はオイルフェンス、油吸着剤、油処理剤、その他必要な油処理事材を整備するとともに、訓練等には積極的に参加し、十分な知識を得ながら相互に緊密な協力体制を確立するものとする。

第14節 防災訓練計画

1 目的

この計画は、各機関が単独又は共同して、平素、十分な防災訓練を実施することにより、災害応急対策の的確、迅速な遂行を期することを目的とする。なお、訓練の実施にあたっては、在宅の障がい者をはじめとする避難行動要支援者への対応を考慮するものとする。

2 訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練、本部運営訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常招集訓練、救急訓練、災害図上訓練、避難所運営訓練、その他防災に関する訓練とする。

3 訓練計画

訓練の計画樹立にあたっては、国、県、隣接市町、その他関係機関と共同又は村単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、村民の参加を得て、より実践的なものになるよう努める。また実施にあたっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して行うものとする。

各種計画の要旨は次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、国、県、その他関係機関をはじめ村民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力体制の緊密化及び村民の防災思想の高揚に資するものとする。

(2) 本部運営訓練

村、県及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練を実施するものとする。

(3) 水防訓練

住民の防災知識の高揚と出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、各関係機関をはじめ地域住民等の協力を得て実施するものとする。

(4) 消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自主防災組織についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて村の消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区分する。

① 消防機関が行うもの

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ア. ポンプ操法 | イ. 放水訓練 | ウ. 礼式規律訓練 |
| エ. 消防戦術 | オ. 警備救助活動 | |

② その他の消防団体が行うもの

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ア. 通報訓練 | イ. 消火訓練 | ウ. 避難訓練 |
|---------|---------|---------|

(5) 避難救助訓練

災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、消防、水防等の防災訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で避難救助訓練を実施するものとする。

なお、学校、診療所、社会福祉施設、工場、事業所、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練にあたっては、必要に応じ警察、消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

(6) 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的に行う。

なお、訓練計画策定にあつては、次の点に留意するものとする。

- ① 平素における非常招集措置の整備
 - (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
 - (イ) 招集の区分
 - (ウ) 招集命令伝達、示達要領
 - (エ) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
 - (オ) 非常招集の業務分担、配置要領
 - (カ) 待機、命令の基準
 - (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理
- ② 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到達する方法を講ずべきものであり、電話、防災行政無線、FAX、職員参集システム、電報及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。
- ③ 集合の方法

第一義的には、迅速に行われるものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により通行不可能などの被害を想定して実施すること。
- ④ 確認及び記録

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是正の資料として次の事項を確認するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

 - (ア) 伝達方法、内容の確認
 - (イ) 発受時間及び集合所要時間の確認
 - (ウ) 集合人員の確認
 - (エ) その他必要事項の確認
- (7) 救急救命訓練

災害時における救急救命措置を必要とする者に対して行う、心肺蘇生法の習得等を目的とした訓練を実施するものとする。
- (8) 災害図上訓練

災害時における、災害対策本部及び関係機関の連絡、連携の円滑化を目的とし、地域防災計画及びマニュアル等に基づき実施するものとする。
- (9) 避難所運営訓練

災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。
- (10) 自衛隊の派遣要請に係る通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかに情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

本部長（村長）、副本部長（総務課長）が互に困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定連絡方法を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。
- (11) その他防災に関する訓練

非常通信連絡訓練、救急訓練等が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

必要の場合は村単独で行うものとする。

訓練実施回数

① 総合防災訓練	年1回
② 水防訓練	年1回
③ 消防訓練	年3回
④ 避難救助訓練	年1回
⑤ 非常招集訓練	年1回
⑥ 救急救命訓練	年1回
⑦ 災害図上訓練	年1回
⑧ その他の防災に関する訓練	年1回
- (12) 訓練後の評価

村での他の防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、地域防災計画、マニュアル等を見直すことにより、今後の防災体制の改善に反映させることとする。

第15節 避難対策の強化

1 目的

この計画は、村が適切な時期に避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という）を発出するための計画を予め定め、住民及び村内滞在者等を適切に避難させる体制を整備することを目的とする。

2 避難計画の整備

村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、予め避難の計画を定めておくものとする。

(1) 村

- ① 過去の災害の発生状況
- ② 災害の発生危険箇所
- ③ 避難勧告等を行う基準及び伝達方法
- ④ 避難勧告等に係る権限の代行順位
- ⑤ 避難所等の名称、所在地、収容人員
- ⑥ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法
- ⑦ 避難鼓動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者、又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、予め具体的な避難計画を定め、村、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

3 避難勧告等の基準の策定

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、村長が、的確に避難勧告等を行うために、下記の項目について記載したマニュアルを早急に整備するものとする。

なお、マニュアル策定に当たっては、災害の特性と住民等に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、住民等への十分な周知を行うものとする。

項目	水 害
(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	村民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定（過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報）
(2) 避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（人的被害の危険性に関する情報）
(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方	ア 村民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準・考え方を策定（災害時に入手できる実況情報等）
(4) 避難勧告等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）
(5) その他留意すべき災害特性	外水氾濫（河川の氾濫等）、内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

(2) 避難勧告等についての事前周知

住民等に対して避難準備を呼びかけ、避難行動要支援者の避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を制度的に位置付けるとともに、避難勧告等の意味合いについてホームページや各種の広報媒体により、十分な周知を図るものとする。

【三類型の避難勧告等一覧】

情報の種類	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備（要配慮者避難情報）	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害が発生した状況 	避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

第16節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

1 目的

この計画は、避難行動要支援者に対する災害時の避難体制について整備することを目的とする。

2 避難行動要支援者の実態把握と安全確保体制の整備

村は、避難行動要支援者について自治会（自主防災組織）の範囲ごとに把握しておく。

また、自治会（自主防災組織）、民生児童委員、地域包括支援センター、村社会福祉協議会等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど、避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備する。

3 避難行動要支援者の避難支援者体制の整備

(1) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

① 村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

② 村は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成するものとする。作成に当たっては、防災担当課（総務課）と福祉担当課（福祉保健課）との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するものとする。

③ 村は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で名簿等を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

④ 村は、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

(3) 名簿の作成方針等

① 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる者とする。

鳥取県西部広域行政管理組合消防局、米子警察署、民生児童委員、村社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）、避難支援者(*1)等

(*1)…避難支援者とは、要配慮者本人の意向を極力尊重した上で、地域支援者等の中から選出した者。

なお、名簿を事前提供する避難支援等関係者は、民生児童委員及び自治会（自主防災組織）とする。

② 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は村内の居住生活者で、日吉津村避難支援プラン（全体計画）に定められた対象者とする。

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。

また、個人情報の入手方法は、対象者本人から聞き取りするほか、名簿の作成に必要な範囲で、村関係課及び民生児童委員等から収集するものとする。

④ 名簿の更新に関する事項

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時名簿を更新するものとする。

⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置

名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置は、次のとおりとする。

(ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供すること

(イ) 村内の一地区の自治会（自主防災組織）に対して、村内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること

(ウ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること

(エ) 名簿の破損、紛失等がないように適正な管理を行うよう指導すること

(オ) 名簿及び名簿の情報を目的外に使用しないよう指導すること

(カ) 第三者に対して、名簿及び台帳の情報を提示しないよう指導すること

(キ) 受け取った名簿を複製しないよう指導すること

(ク) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること

⑥ 要配慮者が円滑に避難のために立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村が避難勧告等を発出した場合、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発出及び伝達に当たっては、次の点等について特に配慮するものとする。

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、1人1人に的確に伝わるようにすること

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達方法等は異なることに留意すること

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、村は、避難支援等関係者等が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。

(4) 避難支援プランの策定

村は、県が定めた「災害時要援護者避難対策推進指針」を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

第17節 自主防災組織の整備計画

1 目的

地域住民の「自分たち地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主結成される防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うにあたっては、自主防災組織の活動が極めて重要である。

2 自主防災組織の整備

(1) 地域住民等による自主防災組織等の整備・強化

- ① 自治会等を基盤として自主防災組織の結成に努めるものとする。
村内の自主防災組織の設置状況は資料編第2章第17節第1表のとおりである。
- ② 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。
- ③ 自主防災組織等の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

(2) 自主防災組織等に対する支援

- ① 県、村及び消防機関は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図るとともに、その指導を行うものとする。
- ② 村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、各種資機材の整備充実を図るものとする。
- ③ 消防機関は、自主防災組織等が活動するにあたり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じての協力をを行うものとする。
- ④ 県は、自主防災組織相互の連携強化のため、情報交換の場や連絡協議会を設置することとする。また、リーダー研修会を開催し、組織のリーダーを育成するものとする。

(3) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模等や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

(ア) 情報連絡班	(イ) 避難誘導班	(ウ) 防災班
(エ) 救出救護班	(オ) 給食給水班	
- ② 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。
 - (ア) 活動班員については、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は防災班、アマチュア無線資格者は情報連絡班、医師・看護師は救出救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。
 - (イ) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の活動内容

- ① 平常時の活動
 - (ア) 防災に関する知識、技術の習得、向上
 - (イ) 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、ブロック塀倒壊等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
 - (ウ) 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報
 - (エ) 避難行動要支援者の把握と支援体制
 - (オ) 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認
 - (カ) 避難所・医療救護施設の確認
 - (キ) 簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施
- ② 災害発生時の活動
 - (ア) 情報の収集・伝達
 - (イ) 地域住民の安否確認と避難誘導（特に避難行動要支援者に配慮）
 - (ウ) 要救助者の救出
 - (エ) 出火防止と初期消火
 - (オ) 給食・給水

第18節 ボランティア受入計画

1 目的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

2 ボランティアの活用

地震により大規模な災害が発生した場合、村は隣接市町、県、自衛隊等に応援を要請し、応急対策にあたることとなるが、避難所の運営等にはボランティアの協力が不可欠なものとなる。

村においては、社会福祉協議会内のボランティアセンターが受け入れ窓口であるが、避難所班は災害対策本部及びボランティアコーディネータと連絡調整を行い、常に迅速な対応が図れるよう心掛ける。

3 ボランティアの活動内容等

(1) 医療救護ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティアの活動範囲は限定される。

災害時には、この分野での日赤の役割が大きく、本村の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点からボランティア体制整備を図ることとする。

なお、避難所班は、ボランティアセンターを通じて、県（西部総合事務所福祉保健局）、西部医師会、日赤西部支部と必要な医療救護ボランティアの受け入れについて、連絡調整を行なうものとする。

(2) 生活支援ボランティア

避難場所等における炊き出し、食糧及び生活必需品の配給補助、災害情報の収集と発信等の業務を内容とする。

なお、災害時の生活支援ボランティア活動は、その内容が多岐にわたり膨大であることと、ニーズが場所的、時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、活動を効率的に進める上で、ボランティアコーディネーターの役割が大きくなる。従って、この活用と組織化にも配慮するものとする。

第19節 防災知識普及計画

1 目的

この計画は、防災関係者及び村民に対し、災害予防又は災害応急措置等、防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

2 防災関係者に対する教育

村及び関係機関は、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施するとともに、災害発生時の初動マニュアル等を整備することにより、職員が迅速かつ適切に行動できるよう努める。

3 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行うものとする。なお、障がい者等の災害弱者に対して、点字や朗読、手話通訳等といった方法を配慮する。

- (1) ラジオ、テレビ、防災行政無線及びインターネットの活用
- (2) 広報誌、印刷物（チラシ・ポスター等）
- (3) 映画、スライドの利用
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講習会、研修会等の開催
- (6) 見学、視察、現地調査
- (7) その他

4 普及を要する事項

(1) 村地域防災計画の概要

(2) 災害予防措置

- ① 水害、震災予防の知識と心得
- ② 食糧等必要な物資の最低限の備蓄
- ③ 地震に強い家屋の知識等
- ④ 火災予防の知識と心得
- ⑤ 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
- ⑥ 異常降雨時の避難に関する知識と心得
- ⑦ 農作物の災害予防のための事前措置
- ⑧ 船舶等の避難措置
- ⑨ その他

(3) 災害応急措置

- ① 村の防災体制の概要
- ② 災害の報告要領及び連絡方法
- ③ 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清掃方法等の要領
- ④ 災害時の心得
 - (ア) 気象、警報等の種別と対策
 - (イ) 適切な避難場所、避難路及び携行品
 - (ウ) 避難に関すること
 - (エ) 被災世帯の心得

⑤ その他

(4) 災害復旧措置

- ① 被災農作物に対する応急措置
- ② その他

5 普及の時期

普及の内容により、過去に大きな風水害、地震等が発生した日や各種の災害予防月間（週間）など最も効果のある時期を選んで行うものとする。

例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火意識の啓発を図り、台風シーズンの前には、台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

その他、河川愛護運動、防災の日、安全の日など防災関係行事を通じて各種関係団体等の協力のもとに普及を図る。

各種防災週間等	期 日
防災の日	毎年 9月 1日
防災週間	毎年 8月30日から 9月 5日まで
水防月間	毎年 5月 1日から 5月31日まで
土砂災害防止月間	毎年 6月 1日から 6月30日まで
防災とボランティアの日	毎年 1月17日
防災とボランティア週間	毎年 1月15日から21日まで
雪崩防災週間	毎年12月 1日から 7日まで
鳥取県西部地震発生の日 (平成12年10月 6日発災)	毎年10月 6日
鳥取地震発生の日 (昭和18年 9月10日発災)	毎年 9月10日

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 組織計画

1 目的

この計画は、災害に際し災害予防及び災害応急対策を総合的に実施することを目的とする。

2 日吉津村防災会議

日吉津村の地域における防災行政を総合的に運営するため、組織として日吉津村防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

(1) 組織

① 会長（日吉津村長）

② 委員

- | | |
|---|------|
| (7) 指定地方行政機関の職員のうちから、村長が任命する者 | 1人 |
| (イ) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、村長が任命する者 | 2人以内 |
| (ウ) 村を所轄する警察署長 | |
| (エ) 村長が、その部内の職員のうちから指定する者 | 3人以内 |
| (オ) 教育長 | |
| (カ) 消防団長 | |
| (キ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、村長が任命する者 | 若干人 |
| (ク) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の内から村長が任命する者 | 若干人 |

(2) 所掌事務

- ① 村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(3) 日吉津村防災会議委員等の状況

日吉津村防災会議を構成する委員及び関係機関の状況については、資料編第3章第1節第1表のとおりである。

(4) 日吉津村防災会議の運営

日吉津村防災会議条例（昭和45年日吉津村条例第90号）の定めるところによる。

3 日吉津村災害対策本部

(1) 日吉津村災害対策本部の設置

日吉津村の地域において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるとき、村長は日吉津村災害対策本部条例（昭和45年日吉津村条例第91号）に基づき、日吉津村災害対策本部（以下「本部」という。）を、日吉津村庁舎に設置する。庁舎が使用不能の場合は、ヴィレステひえづ等、本部長（村長）が定める代替場所に設置するものとする。

なお、災害対策本部が設置されていない段階で、災害に対する警戒が必要と認めるときは、災害警戒本部を設置し、災害警戒対策を行うものとする。

また、本部長不在の場合における設置の権限は、次によるものとする。

- 第1位 総務課長
- 第2位 総務課長補佐
- 第3位 その場における最高責任者

(2) 本部設置の基準

災害対策本部及び災害警戒本部の設置の基準は、本章第2節第2(1)配備体制の基準によるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長(村長)は、発生した災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部を設置することができるものとする。

現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長がこれを定める。

(4) 廃止の基準

本部は概ね次の基準により村長が廃止する。

- ① 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき。
- ② 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(5) 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び村民に対し、電話、防災行政無線、その他の確迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
県知事	電話、防災行政無線、FAX、メール、鳥取県災害情報システム	総務課
米子警察署	電話、FAX、連絡員	
防災会議構成機関	電話、行政無線、FAX、口頭	
隣接の市町長	電話、防災行政無線、FAX、メール、鳥取県災害情報システム	
村の関係機関	口頭、電話、FAX、メール	
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、メール、ホームページ、鳥取県災害情報システム	
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	口頭、電話、FAX、メール	
村民・一般	防災行政無線、CATV、ホームページ、FAX、口頭	

(6) 本部の組織

本部に本部長を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。

なお、本部に事務局を置く。

① 本部の組織図

本部の組織図は次のとおりとする。

② 本部の任務

本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑な運営を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

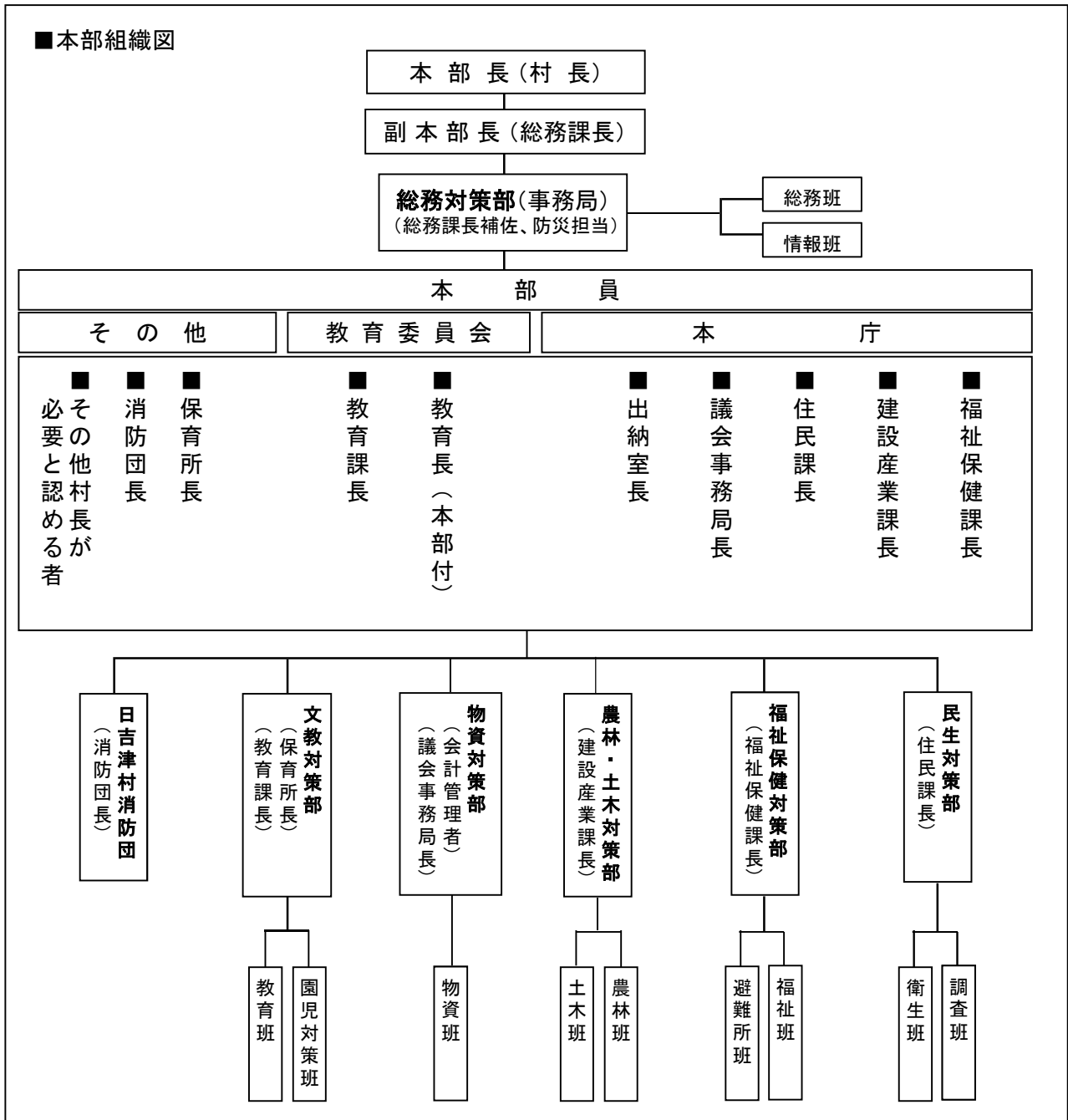
(7) 本部の設置

① 本部は日吉津村役場に置く。

本部の組織図は次のとおりとする。

ただし、特別の事情があるときは、本部長が定める所に置くことができる。

② 本部には、本部の所在を明確にするため「日吉津村災害対策本部」の標識をかかげる。



(8) 本部会議

① 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

② 本部会議の開催

(7) 本部長は本部の運営並びに災害対策の推進に関し必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

(1) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出るものとする。

③ 本部会議の協議事項

(7) 本部の配備体制に関すること。

- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びに、これにともなう対策活動の基本的方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項について。

④ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

(9) 関係機関への連絡員派遣要請

本部長は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、米子警察署等の関係機関と協議し、連絡調整等に必要と認める場合は、本部への連絡員派遣を要請するものとする。

■本部の事務分担

本部は次の事務分担によって災害対策の実施を行うものとする。

部名	部長	班名	班の編成	事務分担
総務対策部	総務課長	総務班	総務室	1. 本部長、副本部長等の秘書に関すること。 2. 災害見舞い、視察に関すること。 3. 渉外に関すること。 4. 本部会議に関すること。 5. 災害対策の総合企画に関すること。 6. 災害対策本部の事務局に関すること。 7. 防災会議に関すること。 8. 水防に関すること。 9. 関係機関との連絡調整に関すること。 10. 自衛隊、海上保安庁、警察、県、隣接市町等に対する応援出動(派遣)の要請に関すること。 11. 民間団体等への応援要請に関すること。 12. 指揮指令の伝達に関すること。 13. 本部員の動員に関すること。 14. 県、その他防災関係機関に対する連絡に関すること。 15. 輸送関係者の動員に関すること。 16. 輸送機関への連絡及び輸送推進に関すること。 17. 公用車の集中管理に関すること。 18. 公務災害補償、その他被災職員に対する給付に関すること。 19. 各部、各班間の協力援助、連絡調整に関すること。 20. 村議会との連絡調整に関すること。 21. 防災行政無線に関すること。 22. 災害に関する予算その他財政措置に関すること。 23. 村有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 24. 輸送車両の調達及び配車計画に関すること。 25. 報道機関への対応に関すること。 26. 消防団に関すること。
		情報班	協働推進室	1. 災害情報の整理、報告及び記録に関すること。 2. 災害時の臨時広報に関すること。 3. ケーブルテレビ設備に関すること。

部名	部長	班名	班の編成	事務分担
民生対策部	住民課長	調査班	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 被災家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること。 被害建築物の危険度判定に関すること。 建築業者との連絡調整に関すること。（被害建築物に関する物） り災証明書の発行に関すること。 村税の減免に関すること。 各種被災村民支援施策の受付、実施に関すること。 村営住宅の被害調査及び復旧に関すること。 避難元地域の防犯に関すること。
		衛生班	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置場設置及び管理に関すること。 災害廃棄物の総合的な処理計画及び実施に関すること。 日赤鳥取県支部との連絡に関すること。 日赤鳥取県支部の医療班派遣依頼に関すること。 医療、生活必需品の提供に関すること。 死体の処理に関すること。 防疫及び衛生に関すること。 患者の収容及び被災家屋の消毒に関すること。 飲料水の確保及び供給に関すること。 応援給水の要請に関すること。 生活用水（災害時協力井戸）に関すること。
福祉保健対策部	福祉保健課長	福祉班	福祉保健課 保育所	<ol style="list-style-type: none"> 災害救助法に関すること。 災害弱者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。（避難行動要支援者等） 地元への協力要請及び配置に関すること。（避難行動要支援者等） 医療機関との連絡調整に関すること。 医療助産（救護所の設置）に関すること。 医療品、衛生材料等の調達、配分等に関すること。 長期にわたる避難者の収容及び世話に関すること。
		避難所班	福祉保健課	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び管理に関すること。 避難者の誘導収容に関すること。 避難収容者への指示伝達に関すること。 被災者に対する食糧等の運搬供給に関すること。 避難所の防犯に関すること。 ボランティアの依頼、受入及び配置に関すること。
農林・土木対策部	建設産業課長	農林班	建設産業課	<ol style="list-style-type: none"> 農業関係団体との連絡に関すること。 農産物の被害調査に関すること。 農地、農業施設の被害調査及び復旧に関すること。 土地改良団体との連絡調整に関すること。 被災農家の災害融資に関すること。 農業集落排水施設の被害調査及び復旧に関すること。 応急食料品の提供に関すること。 主要食糧の確保に関すること。

部名	部長	班名	班の編成	事務分担
農林・土木 対策部	建設産業課長	土木班	建設産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木関係業者との連絡調整に関する事。 2. 道路等の障害物の除去に関する事。 3. 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関する事。 4. 緊急輸送路の維持補修に関する事。 5. 土木資材及び水防資材の確保調達に関する事。 6. 災害時における仮設公衆便所の設置及び維持管理に関する事。 7. 公共下水道等の被害調査及び復旧に関する事。 8. 応急仮設住宅の設置に関する事。 9. 応急仮設住宅の用地の確保に関する事。 10. 野外収容施設の設置に関する事。 11. 災害救援物資の供給、配布（応援）に関する事。
物資対策部	議会事務局長 出納室長	物資班	議会事務局長 出納室長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 備蓄品の出入管理、供給に関する事。 2. 災害救援物資等の管理、供給、配布に関する事。 3. 衣料、生活必需品の調達供給に関する事。 4. 災害見舞金の受入、管理及び礼状に関する事。 5. 災害救援物資の受入、受付に関する事。
文教対策部	保育所長	園児対策班	保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2. 園児の避難及び安全送致に関する事。 3. 応急保育に関する事。 4. 必要に応じて各班の応援にあたる事。
	教育課長	教育班	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設及び社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2. 児童の避難に関する事。 3. 応急教育計画に関する事。 4. 教員の動員に関する事。 5. 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事。 6. 災害時の学校給食に関する事。 7. 災害時の文化財の保護に関する事。
消防団	消防団長	日吉津村消防団	消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域内の火災、水害その他の災害の防御に関する事。 2. 被災者の救急・救護に関する事。 3. 避難者の誘導に関する事。 4. 村内巡回警戒に関する事。 5. 行方不明者の捜索に関する事。 6. 自主防災組織との連携に関する事。 7. 救援物資等の運搬に関する事。 8. その他本部長が指示する災害応急対策に関する事。

第2節 配備及び動員計画

1 目的

この計画は、災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2 配備計画

(1) 配備体制の基準

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するためとるべき体制は次の基準によるものとする。

なお、豪雪時には、別に定める「豪雪対応マニュアル」により対応するものとする。

本部体制	配備段階	配備基準	配備内容
—	注意配備	1. 次の注意報の1以上が発表され、総務課長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報 (4)大雪注意報 2. 気象警報が発表され、第1配備の指令がないとき。 3. その他、総務課長が必要と認めたとき。	1. 関係各課においては、気象情報等の収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 関係各課においては、第1配備に対する準備を行うものとする。
災害警戒本部	第1配備	1. 大雨、洪水、暴風、高潮警報の1以上が発表され、又は発表の前提に至るような状況で相当の被害が発生することが見込まれると村長が認めたとき。 2. 台風が鳥取県を通過、又は接近し、災害が見込まれるとき。 3. 震度4の地震が発生したとき。 4. その他、村長が必要と認めたとき。	1. 関係各課においては、気象情報等の収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 関係各課においては、第2配備に対する準備を行うものとする。 3. 震度4以上では全職員が参集し、情報収集を行うものとする。
災害対策本部	第2配備	1. 災害が広範囲にわたり、又は拡大する恐れがあるとき。 2. 震度5弱の地震が発生したとき。 3. 村長が必要と認めたとき。	1. 災害応急対策の実施に関係する各課においては、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ防災活動に従事するものとする。 2. 関係各課においては、第3配備に対する準備を行うものとする。
災害対策本部	第3配備	1. 村全域にわたって風水害、その他の大災害が発生する恐れがあるとき、又は甚大な被害が予想されると村長が認めたとき。 2. 震度5強以上の地震が発生したとき。 3. その他、村長が必要と認めたとき。	1. 本部組織に従い、各実施対策部は防災活動に従事するものとする。

(備考)

- 上記の基準は災害対策本部の設置の有無にかかわらず、村長が必要と認めたとき適用する。
- 本部設置にあたり、村長の判断を求める必要があるときは、総務課長が災害発生状況や予想される被害程度を取りまとめ、村長に報告し、村長はそれをもとに決定するものとする。
 なお、村長不仕の場合は、**本第1節3(1)**に定める設置権限の順位により、設置判断を行うものとする。
- 水防本部の配備体制は、**本編第2.6節「水防計画」**の定めるところによる。

4. 動員計画

- (1) 災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、本節動員計画に定めるところにより動員を行うものとする。
- (2) 各部署長は、時間外の緊急対応に備え、準備配備、第1配備及び第2配備の動員予定者を、あらかじめ指名しておくものとする。

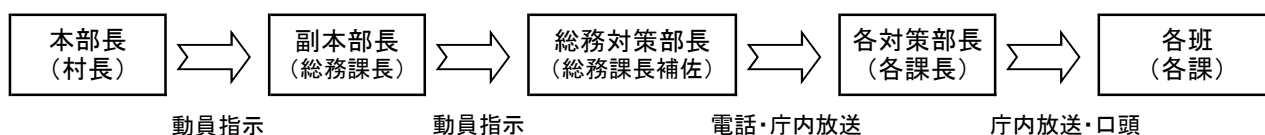
■職員の動員計画

部署名	動員数				備考 (職員数)
	注意配備	第1配備	第2配備	第3配備	
総務課	2	6	全員	全員	8
福祉保健課	0	1	2	全員	11
住民課	0	1	2	全員	6
建設産業課	0	1	2	全員	4
出納室	0	1	1	全員	1
議会事務局	0	1	1	全員	1
教育委員会	0	1	2	全員	5
保育所	0	1	2	全員	9
合計	2	13	20	45	45

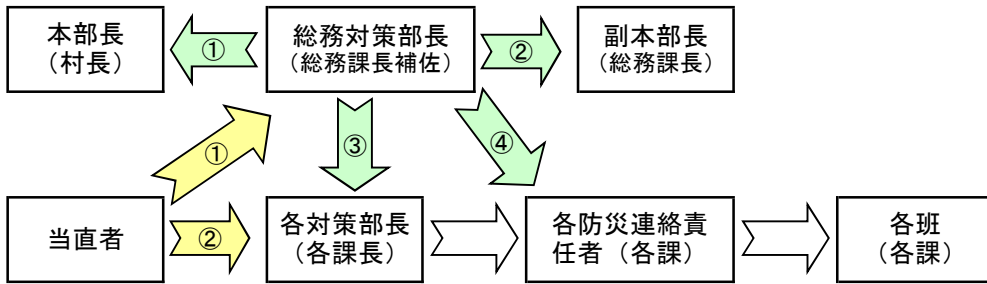
(備考)

1. 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、村長が必要と認めたとき適用する。
2. 課長は、時間外の緊急対応に備え、準備配備、第1配備及び第2配備の動員予定者を、あらかじめ指名しておくものとする。
3. 動員数の増減
各課長は必要と認める範囲内において、総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することとする。
 - (1) 動員数の増減
各課長は必要と認める範囲内において、総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することとする。
 - (2) 防災連絡責任者の任命及び責務
 - ① 各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は資料編第3章第2節第1表のとおり。
 - ② 防災連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。
 - ③ 防災連絡責任者に変更を生じたときは遅滞なくその旨総務課長まで連絡するものとする。
- (2) 消防団員の動員計画
消防団員の動員については、消防団長独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策の状況に応じて本部長(村長)は消防団長に命令することができる。
なお、出動の基準、招集方法等は、第2章災害予防計画第8節「消防計画」による。
- (3) 動員指示の伝達系統及び方法
職員の動員は次の系統により伝達するものとするが、各防災連絡責任者は平素から関係者に対する連絡方法等を考慮しておくものとする。
なお、勤務時間外の動員指示については、職員参集システム、電話、メール及び防災行政無線によるものを第1とし、その他については伝言、電報等、迅速・的確な方法により行う。

■勤務時間内



■勤務時間外



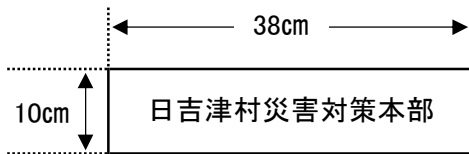
(4) 勤務時間外における職員の参集基準

- ① 職員は常に気象情報等に注意し、第2配備に該当する気象状況になり参集の要否が不明である場合、又は震度4以上の地震が発生し参集の要否が不明である場合は、防災連絡責任者からの連絡がなくとも、登庁するものとする。
- ② 登庁する場所は、原則予め定められた場所とするが、公共交通機関や主要道路等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの村施設等に参集し、各部署等に状況報告を行うこととする。
- ③ 総務課は職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて、各部署に対し、職員の参集状況等についての報告を求めるものとする。

(5) 標識

① 腕章

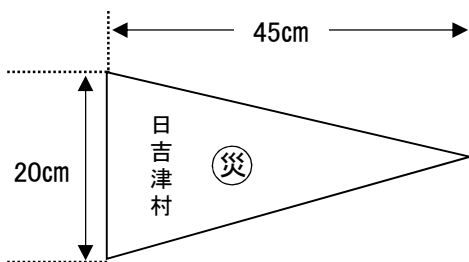
災害時において防災活動に従事する村職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の腕章を帯用するものとする。



(備考)
地色は白、文字は赤とする。

② 標旗

災害時において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の標旗をつけるものとする。



(備考)
地色は黄
文字は黒
⊙は直径5cmの赤とする。

(6) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に第3配備の場合は、村災害対策本部の総力をもって全職員が災害応急対策にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

3 平時から職員が講じておくべき対策

(1) 災害時における役割の把握

職員は、災害時初動対応マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し、必要な対策を平時から講じておくものとする。

(2) 家庭等で被災しないための対策

職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を平時から整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

- ① 住宅の耐震化
- ② 家具等の転倒防止対策
- ③ 家庭内での備蓄（非常用食糧、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）
- ④ その他、「鳥取県防災HP」及びURLを「鳥取県危機管理HP (<http://www.pref.tottori.lg.jp/31253.htm>)」の「家族の防災対策」に記載されていることを参照とした取り組み

(3) 登庁経路の危険度の把握

職員は、登庁経路における危険度（ブロック塀倒壊、液状化）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。なお、災害時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

第3節 通信情報計画

1 目的

この計画は災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、気象注意報、及び警報等災害関係情報を迅速・的確に伝達し、もって被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

2 気象警報等の種類及び発表基準

鳥取地方気象台が発表する注意報及び警報の種類、及び発表基準は次のとおりである。

(1) 大雨注意報・警報発表基準

大雨警報			大雨注意報		
雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準	雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準
平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	
1時間雨量 =60	3時間雨量 = —	—	1時間雨量 =30	3時間雨量 = —	107

※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

(2) 洪水注意報・警報発表基準

指定河川洪水予報による基準 日野川(溝口・車尾)

洪水警報					洪水注意報				
雨量基準(mm)		流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準(mm)		流域雨量指数基準	複合基準		
平坦地	平坦地以外			平坦地	平坦地以外				
1時間雨量 =60	3時間雨量 = —	—	—	1時間雨量 =30	3時間雨量 = —	—	—		

※ 洪水注意報における流域雨量指数基準の対象河川は、洪水警報の流域雨量指数基準の対象河川と同様である。

(3) 大雨、洪水以外の注意報・警報発表基準

警報名		発表基準	注意報名		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合(雪を伴う。)		風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合(雪を伴う。)
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で40cm以上、山地で80cm以上と予想される場合		大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合
				なだれ注意報	なだれによって災害が起こる恐れがあると予想される場合 積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 又は山沿の積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合 1. 日最高気温8℃以上 (鳥取地方気象台の値) 2. かなりの降雨
				濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがある場合 視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合
				雷注意報	落雷等により災害が起こる恐れがあると予想される場合
				乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
				着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受ける恐れがあると予想される場合 気温-1℃~+2℃の条件下で24時間降雪の深さ30cm以上が予想される場合
				霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受ける恐れがあると予想される場合 最低気温3℃以下が予想される場合
				低温注意報 (最低気温)	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 -4℃以下、ただし、山間部で-6℃以下になると予想される場合

警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 最高潮位が1.3m以上と予想される場合	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最高潮位が0.9m以上と予想される場合
波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合
※地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	※地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、災害が起こる恐れがあると予想される場合
※浸水警報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	※浸水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合

(注) 基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

※この注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

(4) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基	準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(5) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基	準
津波	高いところで3mを越える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置付ける)	
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)	

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4又は5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード: 居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置付けています。

(6) 気象情報

気象情報は、注意報・警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

① アラーム的機能

注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関或いは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能。(例：台風シナリオ等)

② 補完的機能

注意報・警報文では十分に説明できなかつた重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、或いは注意報・警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能。(例：台風情報、大雨情報等)

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような1時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

発表官署…鳥取地方気象台 発表基準…1時間雨量90mm以上

3 気象警報等の発表及び解除

(1) 気象警報等の発表及び解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。

(2) 津波警報等の発表及び解除は、大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第8条により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった時、村長が行うことがある。また、緊急処置として、地震発生後30分以内に津波の来襲が予想される場合等には、鳥取地方気象台が「地震津波情報」を発表することがある。

4 関係機関及び村民等への伝達

村長は、関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、予め計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって村内の防災関係機関、村民等に周知するとともに防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。なお、聴覚障がい者等に対しては、必要に応じて、自治会長又は最寄りの住民へ依頼して、若しくは消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。また、特別警報については、村は住民等への周知の措置を義務付けられていることから、防災行政無線等その時の適当な手段を用いて、迅速に情報を伝達するものとする。

5 村における警報等の取扱い

気象警報等の伝達の責任者は総務課長とし、下記により取り扱うものとする。

(1) 気象警報等は、勤務時間中は総務対策部で受信し別表の伝達系統により、関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

(2) 勤務時間外における通報は、当直職員が受信し、これを総務課長又は予め指名された職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

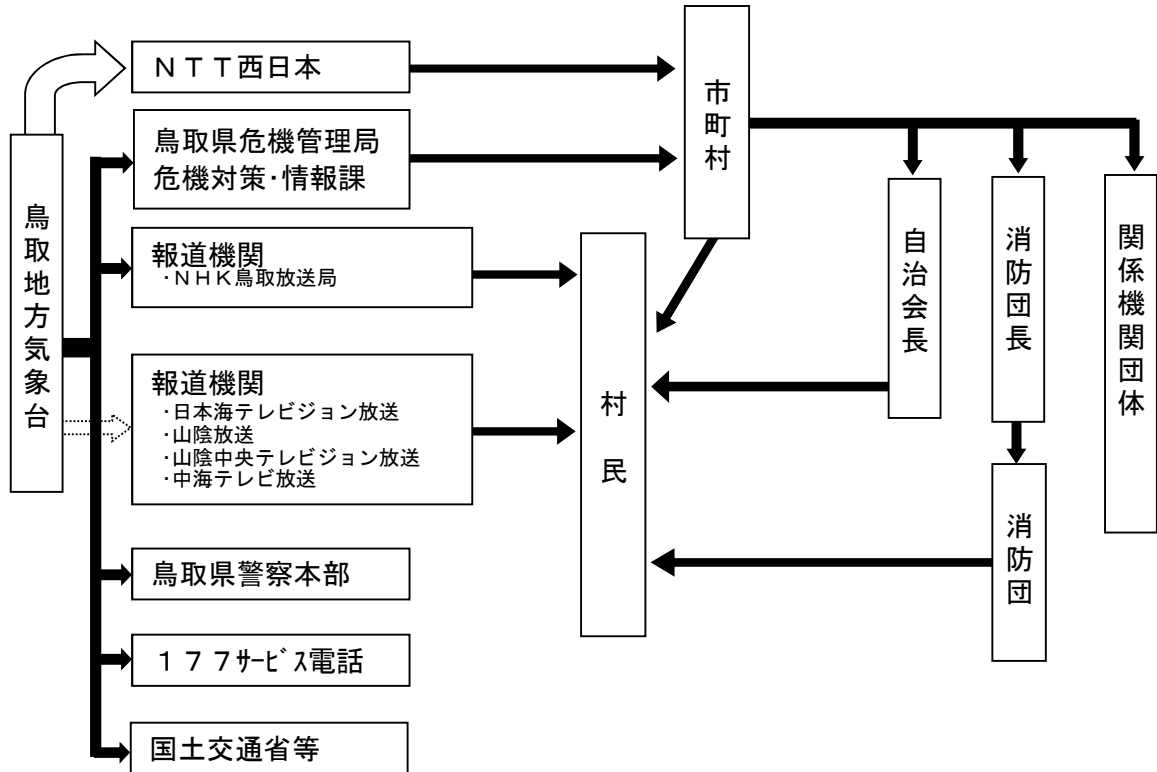
(3) 総務課長は、当直職員から津波警戒にかかる連絡を受けた時は、その状況を村長に報告するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 津波警戒にかかる連絡等の対応については、**本章第6節「避難計画」14**を参照すること。

6 気象警報等の伝達及び方法

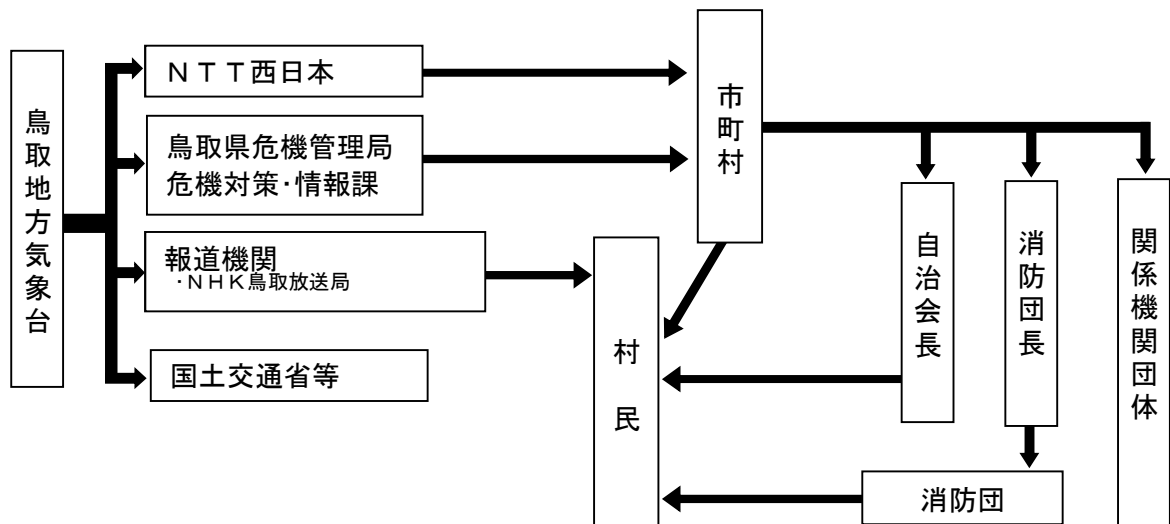
鳥取地方気象台から発表された気象警報等の伝達系統及び方法は次のとおりとする。

■ 気象警報の伝達系統図



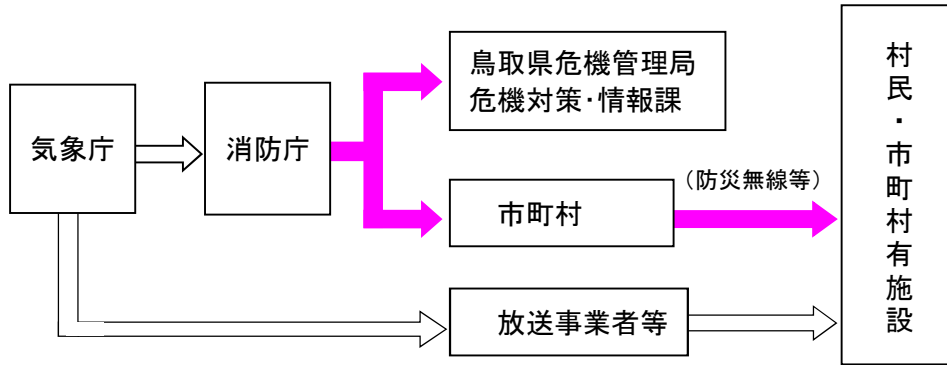
※注意報についての一般住民等への周知方法は、ラジオ、テレビ等により察知しえる状態が多い。特に必要な場合のみ防災行政無線を利用する。

■ 気象警報の伝達系統図 (通常の伝達が行えない場合の村民への伝達)



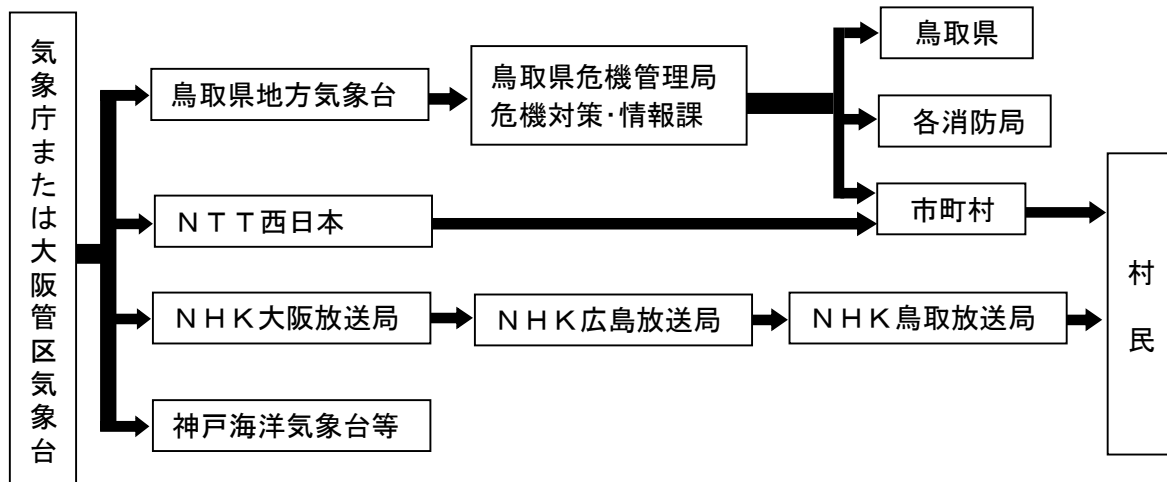
※通常の伝達が行えない場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令等適切な手段により通知する。

■緊急地震速報の伝達系統図



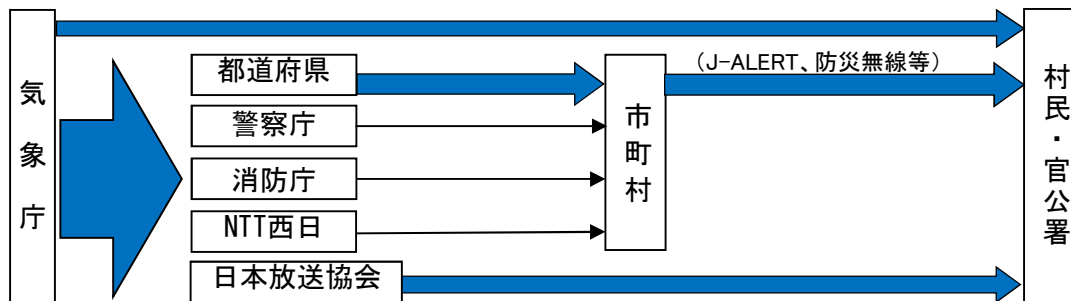
※ **→** はJ-ALERTにより伝達されるルート。

■津波警報・注意報等の伝達系統図



※緊急やむを得ない場合に市町村長が行う(気象業務法施行令第8条)津波警報伝達系統は、この図によらず、直接市民に伝達するものとする。

■特別警報の伝達系統図



※ **→** は、周知措置の義務、 **→** は、努力義務

7 警報伝達先

前記の系統により村に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

伝達先	伝達方法	住民等への伝達
本庁内各課、出先機関	庁内放送、電話、 庁内LAN	各関係施設等に対して電話、 FAX(主管課)
教育委員会	庁内電話、庁内放送、 庁内LAN	学校対して電話、FAX
関係機関・団体	電話	
自治会長	防災行政無線、電話	防災行政無線、電話、必要に応じて口頭
消防団長	電話、口頭、消防無線、 防災行政無線	各分団長、団員へは口頭、電話、 防災行政無線

※各伝達先の代表者氏名、連絡方法等は資料編第3章第3節第1表のとおりである。

(1) 異常現象発見時の措置

① 異常現象の種類

種類	内容
たつ巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの。
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの。
異常潮位	天文潮(干潮)から著しくずれ、異常に変動するもの。
異常波浪	海岸等に被害をあたえる程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの。
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等。

② 発見者の通報手続

- (7) 異常現象を発見した者は、速やかに村長、警察官、又は消防機関へ通報しなければならない。
- (イ) 通報を受けた警察官は、速やかに村長、警察署長に通報するものとする。
- (ウ) (7)又は(イ)により通報を受けた村長は、ただちに次の機関に通報するとともに関係地域の村民に周知する等必要な措置をとるものとする。
 - A) 鳥取地方気象台
 - B) 鳥取県西部総合事務所県土整備局
 - C) その他必要と認める関係機関
 - D) 当該災害に関係ある隣接市町

8 雨量、水位等の収集計画

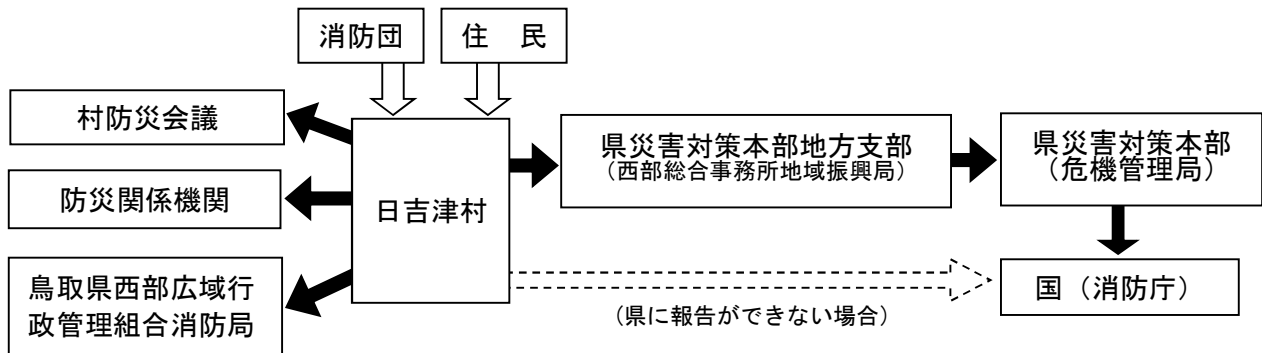
雨量、水位等の情報については、国、県及びその出先機関、気象台、村の雨量計、或いは隣接市町の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地区においては、必要に応じ簡易な雨量計及び水位計等を設置するものとする。

9 被害状況等の収集、報告計画

(1) 被害状況等の調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査及び収集にあたっては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は総務対策部長を通じ消防団長

に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次図のとおりで、そのとりまとめは総務部対策部情報班が行う。なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害報告の処理は関係法令等による報告制度による。



(2) 被害状況等の報告

- ① 村は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条の第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するとともに、必要なときは、その他の防災関係機関に通報するものとする。なお、県に報告が出来ない場合は、直接消防庁に報告する。
- ② 村の一般被害等の報告については、県災害対策西部支部（支部が設置されていない場合は西部総合事務所地域振興局）に行うものとする。

(7) 即報

村は、災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、鳥取県災害情報システム、電話、FAX、防災行政無線、電子メール等により管轄する県災害対策西部支部（支部が設置されていない場合は西部総合事務所地域振興局）に報告するものとする。

なお、西部支部に報告することができない場合は、県危機管理局に行く。被害状況等の報告事項及び報告様式については、資料編第3章第3節第2表のとおりである。

(i) 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね3時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

(ii) 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

- ③ 上記に限らず、村の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の方法及び様式により行うものとする。

(3) 火災・災害等即報要領に基づく報告

- ① 村は火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県に報告するものとする。

なお、県に報告が出来ない場合は、直接消防庁に報告する。

② 報告基準

(7) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(i) 村災害対策本部を設置したもの

(ii) 災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

(I) 地震（村内で震度4以上）

(II) 津波（人的被害・住家被害を生じたもの）

(III) 風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の増水、堤防の決壊、高潮等により人的・住家被害を生じたもの）

(IV) 雪害（積雪や雪ずり等により人的・住家被害を生じたもの）

③ 県及び国の連絡先

■ 県の連絡先

鳥取県西部総合事務所 地域振興局西部振興課	電話番号	0859-31-9694
	F A X	0859-31-9639
鳥取県危機管理局危機対策・情報課 (県本部事務局)	電話番号	0857-26-7950
	F A X	0857-26-8137

■ 国(総務省消防庁)の連絡先

総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	平 日 (9:30~18:15)
	F A X	03-5253-7537	
総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	上記以外
	F A X	03-5253-7553	

(4) 村の被害状況等の収集報告

各対策部長は、第1節「組織計画」の事務分担にしたがい、被害状況等を収集し総務対策部(事務局)に報告するものとする。その報告の種類及び報告様式は次のとおりである。

① 報告の種類

(7) 即報

各対策部は災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況、その措置方法等を報告するものとする。総務対策部はこれを速やかに取りまとめ、県、村防災会議及び関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

(4) 中間報告

各対策部は被害状況及びその措置の概要を概ね3時間ごとに取りまとめ、報告するものとする。

総務対策部はこれを取りまとめのうえ、県、村防災会議及び関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

なお、報告の間隔等については、総務対策部と協議のうえ変更することができる。

(7) 確定報告

各対策部は当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したのち、速やかに報告するものとする。

総務対策部はこれを取りまとめのうえ、県、村防災会議及び関係機関等に報告するとともに、各対策部にその写しを配布するものとする。

② 報告事項及び報告様式

被害状況等の報告事項及び報告様式は、資料編第3章第3節第3表のとおりとする。

③ 情報伝達・共有にあたっての留意事項

(7) 情報の報告にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。

(4) 情報の伝達は、庁内LANのデータベース(共有フォルダ)、電子メール、電話、ファクシミリ、防災行政無線等により行う。

(7) 災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達・共有に活用するものとする。

④ 情報提供

(7) 被害情報は、原則として庁内LAN(共有フォルダ)に掲載し、全庁内で情報を共有するとともに、村ホームページ、防災行政無線等を活用して、鳥取県、他市町、消防局、その他防災関係機関への情報提供を行うものとする。

(4) 村民への情報提供、マスコミへの資料提供は、本章第4節「災害広報計画」による。

10 通信計画

(1) 通信計画

災害時における各種通信手段を迅速・確実に行うため、被災状況に応じて適切な通信手段を選択する。災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種 類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
N T T 加入電話（一般）	・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・ 回線の切断時や停電時は不通。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ・ 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリー）
N T T 加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・ 指定電話のみ使用可。 ・ 一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

(2) 衛星携帯電話・無線電話の活用

① 通信事業者による通信機器の貸し出し等

通信事業者による携帯電話・衛星携帯電話の貸し出し、公衆電話の臨時設置・無料化等の措置については、関係通信事業者の応急対策計画により、当該事業者に要請する。

② 災害対策用移動通信機器等の借受

中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話MCA等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行っている。

村は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	400台	・ 中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、東京又は大阪の2カ所から搬入
KDDI 中国総支社	携帯電話		20台	・ 申請書（郵送又はFAX）中国総支社による要請で調達可能。 ・ 広島市から発送
N T T ドコモ中国支社	携帯電話		ムーバ80台 （iモードなし） FOMA20台 （iモードあり）	・ 電話による要請で調達可能。 ・ 広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20台	

※電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

(3) 電報の優先利用

① 非常電報の取扱い

(7) 非常電報を発信するときは「非常」と朱書するものとする。

(4) 防災行政無線の利用

災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令等の村民への伝達に、村防災行政無線を利用し、緊急を要する村内の通信連絡を確保する。

(5) その他の専用通信設備の利用

村長が行う警報の伝達及び警告並びに応急措置の実施に必要な通信で緊急通信を必要とする場合に、公衆通信の通信システムを利用することが不可能なとき、又は著しい遅延等特別な理由により利用困難なときには、本地域内にある資料編第3章第3節第4表の各機関が設置する有線電気通信設備又は無線設備を利用するものとする。

(6) 非常無線通信の利用

災害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信システムの利用が困難な場合には「中国地方非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。なお、本地域にある機関は資料編第3章第3節第5表のとおりである。

① 通信の内容

- (ア) 人命の救助
- (イ) 災害の救助
- (ウ) 交通通信の確保
- (エ) 秩序の維持

② 取扱い

その取扱いについては、下記によるものとする。

ただし災害対策基本法第57条、第79条に基づくものはこの限りではない。

(ア) 非常無線通信文の作成

- A) 公衆電報、通信紙又は適当な用紙を使用する。
- B) 電文の冒頭に「非常」と朱書きする。
- C) あて先には住所、氏名及び電話番号を記載する。
- D) 文字はカタカナ字、又は漢字等の使用による普通文とし、字数は一通200字以内とする。通数については制限しない。
- E) 発信者の欄には住所、氏名、電話番号を明記すること。

(イ) 発信依頼

最寄りの無線局に非常電報を持参して依頼するものとする。

(7) 放送機関に対する放送要請

本部長は、災害の予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び村民に、通知、要請、伝達しなければならない場合において、特別の必要があるときは、放送機関に対して放送を要請するものとする。

第4節 災害広報・広聴計画

1 目的

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、得られた情報をいち早く共有することにより、村民の不安を除くとともに防災関係機関の災害対策実施を促進し、さらなる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び広聴活動を行うことを目的とする。

2 広報実施計画

(1) 村における広報活動

情報班は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ、他の関係機関、各種団体、及び施設等にも情報の提供を求め、報道機関、関係機関及び村民に対し広報活動を行うものとする。

対 象 機 関	方 法 ・ 手 段
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、インターネット等
各関係機関	口頭、文書、電話、FAX、広報車、防災行政無線、インターネット等
村民、被災者	防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ等
庁内各課	口頭、庁内放送、庁内電話、庁内LAN、防災行政無線移動系等
その他必要とするもの	口頭、文書、電話、FAX、インターネット等

3 広報事項

各機関、住民等に広報する事項は次のとおりとする。

- (1) 気象の状況に関すること
- (2) 災害の状況に関すること
- (3) 避難に関すること（避難勧告等の避難情報、収容施設）
- (4) 応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）
- (5) その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）
（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

4 広報の方法

(1) 報道機関に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項を総務対策部が取りまとめたうえ、本部長（村長）、副本部長（総務課長）、或いは総務対策部長、又は本部長から特に指名された者が発表することとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等については予め報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。なお、必要がある場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関への広報協力を依頼するものとする。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

(3) 村民、被災者に対するもの

村民に的確かつ迅速な情報を届けるため、防災行政無線やホームページ、ケーブルテレビ、広報車などを活用する。

また、特に必要がある場合は鳥取県が報道機関と締結した「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき、報道機関への放送要請を行う。

(4) 庁内各課

関係部課は、災害情報や被害状況及び応急対策状況等を庁内LAN等を通じて伝達し、一般職員との情報共有を図る。

(5) 津波警戒にかかる広報

津波避難勧告等の発出及び伝達方法については、第6節「避難計画」3を参照すること。

5 災害発生前の広報

災害が発生する恐れがある場合、災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、必要な関係機関及び村民に周知するものとする。

6 広聴活動

村は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。また、十分な情報がないものについては、関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

第5節 事前措置計画

1 目的

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

2 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は本部長（村長）が行う。

なお、本部長の要求に基づいて警察署長、並びに海上保安部、海上保安署の長はこの事前措置の指示ができる。

3 事前措置の対象

災害を拡大する恐れがあると認められる設備又は物件は次のとおりである。

(1) 設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板等広告物、がけ崩れの恐れのある土地、農耕用ため池、その他不動産的なもの

(2) 物件

材木、石油、ガス等の危険物、その他の設備以外の動産的なもの

4 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安、その他必要な措置を行うものである。

(1) 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止等

(2) 物件

処理、整理、移動、撤去等

5 事前措置の指示基準

(1) 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対して予め予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行いえるよう事前の指導を行うものとする。

(2) 実施方法

原則として資料編第3章第5節第1表の通知をもって予め指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については必要に応じ報告の提出或いは現地調査により確認する。

第6節 避難計画

1 目的

この計画は、災害時における村長等が行う避難の指示、勧告等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害による避難の勧告、指示等についてはそれぞれの法律に基づき本節7「避難勧告・指示の一覧」により行うが、村長は関係機関と連絡を密にし、住民等の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、小学校の児童の集団避難は、村長の避難措置によるほか、村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

3 避難勧告の発出及び伝達方法

(1) 避難勧告の種類

情報の種類	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備 (要配慮者 避難)情報	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始。(避難支援者は支援行動を開始)これ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。未だ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。

(2) 河川の氾濫等に係る避難勧告等の参考情報

河川の氾濫等については、国土交通省や鳥取県がホームページ等で提供している水位情報を参考として、避難勧告等を発出するものとし、具体的発出にあたっては、実際の水位の上昇速度、近隣での浸水状況、降雨や雨域の変化の状況等河川状況や降雨状況、降雨予想等の気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

参考情報 【国土交通省】 川の防災情報 【鳥取県】 河川情報

① 避難勧告等発令の参考となる水位(河川等の氾濫)

(7) 洪水予報河川

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位(危険水位)	避難指示	はん濫危険情報(洪水警報)	出動・指示
避難判断水位(はん濫危険水位)に達する一定時間前の水位	避難勧告	はん濫警戒情報(洪水警報)	出動・指示
はん濫注意水位(警戒水位)	避難準備(要配慮者避難)情報	はん濫注意情報(洪水注意報)	出動・指示
水防団待機水位(指定水位)	—	—	待機・準備

(4) 水位周知河川(水位情報周知河川)

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位(危険水位)に相当する水位	避難指示	—	出動・指示
避難判断水位(特別警戒水位)	避難勧告	—	出動・指示
はん濫注意水位(警戒水位)	避難準備(要配慮者避難)情報	—	出動・指示
水防団待機水位(指定水位)	—	—	待機・準備

(ウ) その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、内水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難勧告等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり内水(河川に排水できずに氾濫した水)ポンプの運転停止や水門閉鎖	避難指示
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難勧告
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	避難準備(要援護者避難)情報

(エ) 水位以外の状況

村長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊(破堤)・堤防の決壊(破堤)につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	避難指示
堤防の決壊(破堤)につながるような漏水等の発見	避難勧告

(3) 高潮災害に係る避難勧告等の参考情報

高潮災害については、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、予め定めた避難勧告等の基準に基づき、村民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

① 発出の目安となる情報

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して判断するものとする。

区分	発表される情報
高潮警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

② その他参考情報

村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、V字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

(4) 高浪災害に係る避難勧告等の参考情報

高浪災害については、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、予め定めた避難勧告等の基準に基づき、村民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

① 発出の目安となる情報

気象庁が発表する高浪に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して判断するものとする。

② 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高浪に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

③ その他参考情報

村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、低標高箇所

(5) 津波に係る避難指示の参考情報

津波災害については、気象庁が発表する津波警報・注意報等に応じて、予め定めた基準に基づき村民への危険性を勘案し、避難指示を発出するものとする。

① 避難勧告等の判断の基準となる情報

気象庁が発表する津波警報・注意報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される津波の高さ		発出の目安となる避難情報	沿岸住民等に 必要な行動
	数値で発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報 (特別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨大	避難指示	速やかに安全な場所(農道3号線以南)への避難が必要
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)		沿岸付近に近づかないよう十分な注意が必要

② その他参考情報

村長は、大規模な地震等が発生した場合で、故障・断線等により津波警報・注意報等の情報の発令が不明な場合は、津波警報・注意報の発令を待たずして避難指示の発出を判断するものとする。

4 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等発令代行の順位

村長が不在等の場合の避難勧告等発令代行の順位は次によるものとする。

- 第1位 総務課長
- 第2位 総務課長補佐
- 第3位 その場における最高責任者

(2) 村は、迅速・的確な避難実施が行えるよう次の事項について予め体制を整備する。

- ① 発令の判断に必要なとなる情報の確実な入手体制の整備
- ② 災害種別に応じた避難場所・経路の事前の選定

(3) 村長は、下記の津波による避難指示等判断基準に基づき避難指示等を発出する。

【洪水予報河川の避難勧告等判断基準】

河川名	日野川（洪水予報河川）		観測所	車尾	平成27年4月現在
勧告等の区分	情報の区分	情報の内容			基準
避難準備情報	水位	はん濫注意水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき			2.60m
	指定河川洪水予報	日野川河川（国道）事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報（洪水注意報）を発表したとき			
避難勧告	上流観測所	上流観測所がはん濫注意水位（福市観測所3.70m、溝口観測所2.60m）を超え、尚も水位の上昇が見込まれるなどの情報を総合的に判断し、発令が必要と認めるとき			4.60m
	水位	避難判断水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき 避難判断水位			
	指定河川洪水予報	日野川河川（国道）事務所及び鳥取地方気象台が共同で洪水予報（洪水注意報）を発表したとき			
避難指示	上流観測所	上流観測所が避難判断水位（福市観測所3.80m、溝口観測所3.40m）を超え、尚も水位の上昇が見込まれるなどの情報を総合的に判断し、発令が必要と認めるとき			5.50m
	巡視	堤防の決壊に繋がるような漏水等を発見したとき			
	巡視	堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき			発見・覚知
	災害の発生	堤防が決壊したとき			覚知
対象地域	村内全域（初期の段階では、日吉津上1、日吉津上2、海川の各自治会）				
伝達手段	日吉津村消防団、防災行政無線、広報車（避難行動要支援者に対しては、要配慮者ごとの支援者）				

【水位情報周知河川の避難勧告等判断基準】

河川名	佐陀川（水位情報周知河川）		観測所	尾高	平成27年4月現在
勧告等の区分	情報の区分	情報の内容			基準
避難準備情報	水位	はん濫注意水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき			2.60m
避難勧告	水位	避難判断水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき 避難判断水位			2.80m
	巡視	堤防の決壊に繋がるような漏水等を発見したとき			発見・覚知
避難指示	水位	避難危険水位を超え、尚も水位の上昇が見込まれるとき			4.60m
	巡視	堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき			発見・覚知
	上流観測所	堤防が決壊したとき			覚知
対象地域	海川自治会（海川新田地区も含む）				
伝達手段	日吉津村消防団、防災行政無線、広報車（避難行動要支援者に対しては、要配慮者ごとの支援者）				

【津波による避難指示等判断基準】

勧告等の区分	情報の区分		対象者・対象地域	情報伝達方法	
避難準備情報				・防災行政無線 ・消防団 ・広報車	
避難勧告					
避難指示	①	津波注意報	【発表される津波の高さ】 数値：1m 定性的表現：(標記しない)		今吉自治会及び海川自治会の沿岸部
		津波警報	【発表される津波の高さ】 数値：3m 定性的表現：高い		農道3号線以北の全域(今吉、海川、富吉)
		大津波警報	【発表される津波の高さ】 数値：10m超、10m、5m 定性的表現：巨大	農道3号線以北の全域(今吉、海川、富吉)	
	②	停電、通信途絶等により、津波警報を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、或いは揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合		農道3号線以北の全域(今吉、海川、富吉)	
備考	※①②全ての判断基準を採用することが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある。				

※どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみの発令する。

※遠地地震の場合の避難勧告等について

気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表される場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、「避難準備情報」「避難勧告」の発令を検討する。

- (4) 避難指示に従わない住民等に対しては、警察官の措置(警察官職務執行法第4条)により対応する。

5 避難勧告等の伝達

- (1) 村は、避難勧告等を発出したときは、次の方法により住民等へ情報伝達を行う。

- ① 防災行政無線、村ケーブルテレビ
- ② 広報車、航空機を活用した広報

村、消防署、米子警察署等の広報車により巡回広報を行う。また、緊急に避難の必要がある場合、及び交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、鳥取県の消防防災ヘリコプター等による広報を要請する。

- ③ 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に、避難勧告等を関係世帯に対して周知徹底を図るため、特に必要な場合には消防団員等の戸別訪問により伝達する。

- (2) 村が避難勧告等を発出したときは、当該情報を6放送機関(NHK鳥取、日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ、エフエム山陰、中海テレビ)及び鳥取県危機管理局に直接ファクシミリ送信することにより、各放送機関にテロップ放送やアナウンスを、県危機管理局には県ホームページにより住民等に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。また、鳥取県災害情報システムを活用した情報発信も行う。

- (3) 避難勧告等発出時の伝達事項は次のとおりとする。

- ① 区域の範囲
- ② 想定される危険の種類
- ③ 避難場所
- ④ 避難場所に至る避難経路(具体的に)
- ⑤ 避難の勧告、指示等の伝達方法

- ⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑦ 避難の理由
- ⑧ 避難に際しての注意事項
 - (ア) 戸締り及び火の始末
 - (イ) 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動
 - (ウ) 食糧、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、通帳、証書類、印鑑等、必要最小限度の物品の携行
 - (エ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行、靴下及び靴の着用

(4) 県に対する報告

村長は、避難勧告等を発出したときは、次の事項をただちに鳥取県危機管理局に報告するものとする。

- ・ 避難の勧告、指示の別
- ・ 勧告、指示を行った者
- ・ 勧告、指示を行った日時
- ・ 避難の理由
- ・ 避難の対象地区名、世帯数、人員
- ・ 避難先

(5) 関係機関への連絡

村長は避難の勧告、指示を行ったとき、又は、警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し協力を求めるものとする。

- ・ 鳥取県西部総合事務所 地域振興局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 県土整備局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 農林局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 福祉保健局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 生活環境局
- ・ 米子警察署、日吉津駐在所
- ・ 避難予定の施設の管理者等
- ・ 隣接市町
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
- ・ 村消防団

6 避難の勧告、指示の解除

(1) 解除通知責任者

村長は避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難の勧告、指示に準じて行う。

なお、村長以外の者が実施したものについては、勧告等の状況を予め察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

7 避難勧告、指示の一覧

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
勧告	村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の勧告（知事に報告）
指示	村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において村長が指示できないと認めるとき 2. 同上において村長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水、高潮	洪水、高潮のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内的の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼす恐れがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

8 その他立入制限等

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
立入制限 退去命令	村長	災対法第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法第63条第2項	災害全般	上記の場合において 1 村長又は委任を受けた村の吏員が現場にいないとき 2 村長が要求したとき	同上(村長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法第63条第3項	災害全般	村長その他災対法第63条第1項に規定する村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	同上(村長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第1項	洪水、高潮	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	洪水、高潮	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出等	火災の発生の恐れがあり、かつ発生した場合に、人命又は財産に被害を与える恐れがあると認められ火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出等	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

9 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難の方法等

(1) 避難所等及び避難経路

村長は防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を定めておくものとし、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所は資料編第3章第6節第1表のとおりである。

なお、避難経路については、災害時の道路状況、安全度確認のうえ、安全な経路を選び誘導するものとする。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は村職員、警察官及び消防団員、その他自治会長等が行うことになるが、自主防災組織等地域の関係者と協議のうえ、別途誘導責任者、誘導員等を定めておくものとする。

(3) 避難所等及び経路の表示

避難所及び経路を当該住民等に徹底させるため、防災地図等の作成配布を行うなど機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。

災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。

(4) 避難の順位及び移送の方法

① 避難の順位

避難させる場合は高齢者、乳幼児、子ども、傷病者、障がい者及び女性を優先する。

② 移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中の危険が予想される場合、或いは診療所等の患者、その他施設の高齢者、子どもの避難については車両等を利用する。

車両等による移送も困難な場合は、消防防災ヘリコプター等による移送を要請する。

③ 避難行動要支援者（高齢者、傷病者、障がい者等）への対応措置

村は、避難行動要支援者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から管理するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、「災害時要援護者の避難支援ガイド」、「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」等を参考に具体的な避難支援プラン

（災害時要援護者台帳及び個別避難計画等）を整備し、これに基づき避難を円滑に行うものとする。

また、福祉施設入所者については、施設ごとに避難誘導計画を定め、これに基づく避難誘導を行うものとする。

④ 知事及び隣接市町への応援要請

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、村において処置できないときは、村長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、村長は、隣接市町等と連絡して実施するものとする。

10 避難所の設置

(1) 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容後の保護は村長が行う。なお、災害救助法が適用された場合にあっては知事が行い、知事が村長に権限を委任した場合は村長が行う。

(2) 避難所の開設

避難所開設にあたっては、9の(1)の避難所を優先的に使用する。なお、避難所の開設にあたっては、倒壊等による二次災害防止のため、避難所自体の安全性を確認するものとする。

(3) 避難所仮設

避難所に適する施設のない地区又は避難所が使用不能となった場合、或いは避難所に収容しきれなくなった場合には、村長は早急に仮設避難所又は天幕を設営するなど応急の措置をとる。

(4) 避難所の運営

① 運営方針

避難所の運営は、避難所派遣職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、自治会や自主防災組織の協力を得て、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、実際の運営にあたっては、別に定める西部町村避難計画及び避難所運営マニュアル（町村共通版）により対応するものとする。

② 避難所の実態把握

(7) 連絡員の駐在

避難所を開設し避難住民等を収容したときは、福祉保健対策部は直ちに避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民等の管理にあたらせる。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議のうえ、団員を連絡員に委嘱することができる。

(4) 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民等の実態を把握し、その保護にあたらせるとともに、絶えず災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

(5) 秩序ある避難生活

自治会及び自主防災組織は、避難所の運営に関して、村に協力するとともに、役割分担を確立して、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(6) プライバシーの保護

避難の長期化が予想される場合のプライバシーの保護に留意する。

(5) 報告及び記録

① 県知事に対する報告

避難所を開設したときは、村長は次の事項について鳥取県災害情報システムにより、速やかに県知事（福祉保健部福祉保健課）に報告するとともに、必要があれば後日文書をもって確定報告を行う。

なお、報告事項に変更があった場合は、その都度報告するものとする。

(7) 避難場所開設の日時

(4) 場所及び施設名

(5) 収容状況及び収容人員

(6) 開設期間の見込み

(6) 避難所開設にともなう記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のための災害救助法で定める資料編第3章第6節第2表の様式による正確な記録をするものとする。

(7) 避難及び避難所開設の基準

避難所の開設について次の基準によるものとする。

① 収容する災者

(7) 災害によって現に被害を受けた者

A) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

B) 現実に災害を受けた者であること（例えば自己の住家被害とは無関係な地区内の宿泊者・通行人等）

(4) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

② 避難所開設の時期

避難所の開設は原則として、災害の発生の日から7日以内とする。

なお、災害救助法が適用され継続実施の必要がある場合は、その期間に知事あてに期間の延長を申請する。

1 1 事業所、社会福祉施設、診療所及び宿泊施設等における避難対策

事業所、社会福祉施設、診療所及び宿泊施設等多数の人が出入りし、勤務し、居住し、又は滞在している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる人の避難を迅速・確実、かつ安全に行うため、具体的な避難計画を作成し、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知するとともに出入者の避難のための行動が円滑に行われるよう措置しておくものとする。

また、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに、それぞれの施設ごとに定められた回数以上の避難訓練を実施するものとする。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難の順位

(3) 避難の指示等の伝達方法

(4) 避難誘導責任者及び補助者

(5) 避難誘導の要領及び措置

(6) 避難に際しての携行品

1.2 保育所、学校等における避難計画

保育所及び学校における園児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(1) 実施責任者

教育長が管内、園児、児童、生徒の集団避難計画を作成するとともに、学校長、保育所長に対し、学校、保育所の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長の避難の指示は、村長等の指示によるほか、安全性を考え早期に実施するものとする。
- ② 避難の指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校、保育所から順次指示するものとする。
- ③ 園児、児童生徒等の避難順位は、低学年、疾病障がい者等を優先して行うものとする。
- ④ 避難が比較的長時間にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、園児、児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

(3) 留意すべき事項

- ① 教育長の学校、保育所への通報、連絡は、迅速・確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。
- ② 学校長及び保育所長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。
 - (7) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の選定
 - (ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
 - (エ) 災害種別に応じた園児、児童生徒の携行品
- ③ 校舎については、特に非常口を確認しいつでも使用できるよう整備しておくものとする。
- ④ 文教施設は、避難所、給水所等災害対策の拠点となるため、鍵の管理等の災害発生時の対応について、学校が教育委員会と協議の上、予め定めておくものとする。
- ⑤ 園児・児童生徒等が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。
- ⑥ 学校長及び保育所長は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員及び職員へ理解を深めておくものとする。

1.3 観光客等に対する避難対策

村は、村内に滞在する観光客等に対して、避難が迅速・確実、かつ安全に行えるよう、関係団体、関係機関とともに、災害情報の提供方法、避難場所、経路、及び誘導方法を明示した具体的な避難マニュアルを作成し、災害に対処する体制を確立する。避難計画等は観光事業関係者に周知するとともに、観光客の避難のための行動が円滑に行われるよう、災害の種類、時期及び観光（レジャー）等の内容に即した訓練を実施するものとする。

また、観光客等が避難所及び経路を周知できるよう、要所ごとに標札等により標示するもののほか、避難所及び経路を示した防災地図等の掲示や配布を行うなど情報提供に努める。

1.4 津波警戒にかかる避難対策

津波が発生する恐れが生じた場合は、その対応に急を要することから、避難に関する対応を次のように行うものとする。

(1) 津波注意報の発表に伴う体制

海上保安部、漁業振興協議会、消防機関等と協力し海面状況の監視体制をとるとともに、海岸沿岸の住民、漁船、海水浴客、釣り人等への注意喚起の広報等を実施し、必要に応じ避難の誘導又は指示を行う。なお、津波注意報の内容によって予測される危険箇所においては、必要に応じ避難勧告又は避難命令を行い、安全の確保に努めるものとする。

(2) 津波警報の発表に伴う体制

直ちに海上保安部、漁業振興協議会、消防機関等と協力し、海面状況の監視及び警戒巡視を実施するとともに、必要に応じ海岸沿岸の住民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して避難命令を行い、避難の誘導又は指示を行うものとする。

(3) 地震発生時における緊急警戒体制

震度4以上の地震が発生したときは、津波注意報発表の有無を問わず直ちに緊急警戒体制をとるものとし、海上保安部、漁業振興協議会、消防機関等は自主的に海面状況の監視及び警戒巡視を実施するとともに、必要に応じ、海岸沿岸の住民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して避難指示を行い、避難の誘導又は指示を行うものとする。

15 避難に伴うペット対策

被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、村は、県から要請があった場合は、協力し、次のとおり対応するものとする。

(1) ペットの受け入れ体制の整備

村は、避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。

(2) 仮設収容施設等の整備

避難所へのペットの同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる恐れがあり、仮設収容施設の整備が必要であると県が判断し、村へ当該整備の協力要請を行った場合、村は県と協力して対応するものとする。

第7節 救出・救助計画

1 目的

この計画は、震災により被害を受けた村民を救助するため、速やかに災害救助法の適用を受けられることができるよう必要な措置を定める。

また、被災者等の救出について、村、県、警察、その他防災関係機関の協力のもと、迅速かつ的確に実施し、村民の生命を守ることを目的とする。

2 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助は、知事が行うことと規定されている。この場合、災害救助法に基づく救助の部分については、村長が、知事の事務・仕事等の権限の一部を委任され、又は知事を補助をして行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して災害救助法に基づく知事による救助を待つことができないときは、村長が自ら救助に着手する。

知事の救助の委任により村長が実施するもの

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置
- (2) 食品、飲料水の給与
- (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
- (4) 医療、助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

3 災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で次の各号に該当す

るときに知事は災害救助法を適用する。

- (1) 村内で住家の滅失世帯数が50戸以上あるとき
- (2) 県内の滅失世帯が1,000世帯以上であって、市町村の滅失世帯数が25世帯以上であるとき
- (3) 県内の滅失世帯が5,000世帯以上であって、市町村の滅失世帯が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当するとき

※災害救助法による救助の基準

全壊・全焼・流出世帯…1世帯

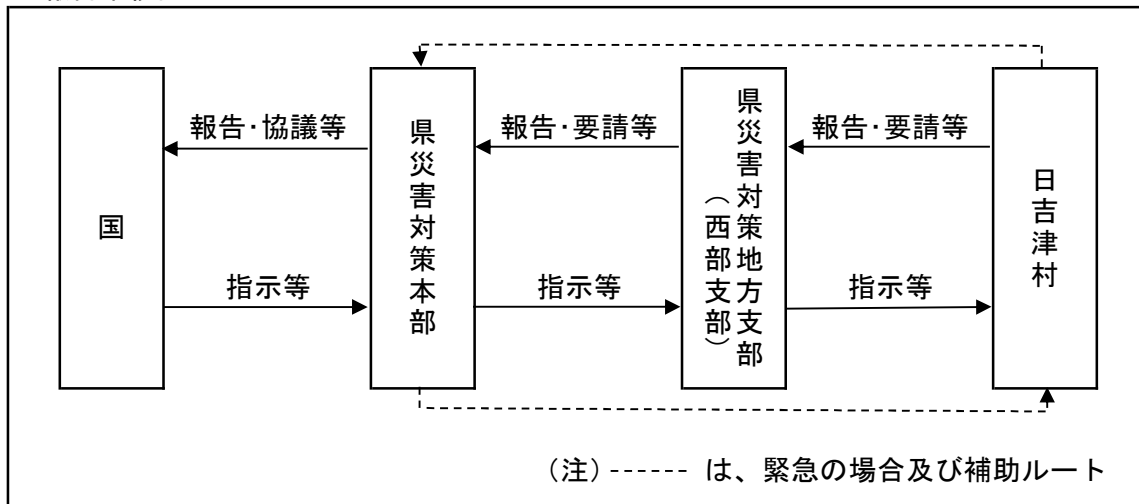
半壊・半焼する等著しく損傷した世帯…1/2世帯

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯…1/3世帯

4 災害救助法の適用手続き

本部長（村長）は、村内における震災規模が3に定める基準に該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告する。

■報告系統図



5 人命救出活動の実施

震災による被災者等の救出（捜索）は、村、県、警察、その他防災関係機関の協力のもとに次に定めるところにより実施する。

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合における被災者の救出は、知事の委任を受けて村長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない小規模災害の場合及び急を要する場合における被災者の救出は、村長が行う。

(2) 救出救助

本部長（村長）は、消防機関、村職員、応援職員を動員して、被災者を救出する。

また、自主防災組織と住民は、自らの居住地域で可能な限り、救出チームに協力し、地域における人的被害の軽減に努めるものとする。

なお、救出に必要な機材等の状況は本章第29節「機械資機材の整備計画」のとおりである。

(3) 関係機関等の要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、警察、隣接市町、海上保安部に次の事項を明示し協力を要請すると

もに必要な応じ自衛隊の派遣（本章第27節「自衛隊災害派遣要請計画」）について知事に要請するものとする。

- ① 協力日時
 - ② 集合場所
 - ③ 協力人員
 - ④ 捜索範囲
 - ⑤ 捜索予定期間
 - ⑥ 携行品
 - ⑦ その他必要となる事項
- (4) 警察との連絡
り災者の救出にあたっては、特に警察に連絡し協力を要請するとともに、村、消防機関、警察の3者は常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (5) 救出の期間
災害発生の日から3日以内を原則とする。ただし、災害の状況により、知事に申請し厚生労働大臣の承認を得て救出期間の延長をすることができる。
- (6) 救出活動にともなう記録
救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法で定める資料編第3章第7節第1表から3表の様式により正確に記録するものとする。

第8節 消防防災ヘリコプター活用計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、被災状況調査、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 緊急運航要請

本部長（村長）は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合は、県に対して緊急運航を要請するものとする。

- (1) 災害が、隣接する自治体に拡大し、又は影響を与える恐れがある場合。
- (2) 村及び消防機関、関係の防災機関だけでは、災害の防御が著しく困難な場合。
- (3) その他、災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。
- (4) その他、本部長が特に必要と判断した場合。

要 請 先	電話番号	F A X	防災行政無線電話
県危機管理局消防防災課	0857-26-7062	0857-26-8139	5200-7063
県消防防災航空センター	0857-38-8119	0857-38-8127	5500- 10

3 受入れ体制

本部長は、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をした場合は、消防防災航空室と緊密な連絡をとるとともに、災害現場等の指揮者を定め、消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び診療所等への搬送手配
- (3) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局への協力要請
- (4) その他必要な地上支援等

第9節 食糧供給計画

1 目的

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等のため、炊き出し又は現物で支給し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

2 実施責任者

食糧供給の実施は本部長（村長）が行う。ただし、村で対処できないときは村長は、他市町又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し又は食品の供与については知事が行うが、権限を委任された場合或いは災害救助法が適用されない場合にあっては本部長が行う。

3 応急供給の措置

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、本部長が炊き出し等による食糧供給の実施が必要と認める場合は、下記のとおり措置する。

- (1) 本部長は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し供給、配分する。
- (2) 村の備蓄する食糧だけでは対応できない場合は、連携備蓄物資等の供出について、県に要請する。物資が米穀の場合、資料編第3章第9節第1表の1に定める「応急用米穀割当申請書」を西部総合事務所農林局長を経由して、知事に提出するものとする。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに「応急用米穀割当申請書」を提出する。
- (3) 災害救助法が適用された場合で、県と連絡がつかない時は、農林水産省生産局農産部貿易業務課に対して災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

4 供給の取扱い

(1) 供給の対象

供給は次にかかげる場合に行う。

- ① 被災者に対して、炊き出しによる給食を行う場合。
- ② 被災地における救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧事業に従事する者に対して給食を行う必要があるとき。
- ③ 特殊な災害（ガス施設の爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して給食を行う必要があるとき。

(2) 供給食糧

供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、避難行動要支援者用の食糧の供給に努める。

(3) 供給の方法

- ① 避難所に収容されたものに対する供給
避難所ごとに駐在している連絡員は、主食、副食等の必要量を的確に把握し、本部に要請し供給を受けるものとする。
- ② リ災者に対する供給・給食
村が直接供給・給食の措置を行う。
- ③ 救助作業従事者に対する供給・給食
①に準じ、それぞれの責任者を通じて行う。

(4) 留意すべき事項

大規模な災害の発生により、避難所を開設した場合の食糧の供給は、震災対策編第3章第8節「生活必需物資供給計画」を準用し、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

5 調理方法及び経路

(1) 米穀

- ① 本部長は、知事の指示に基づき、知事の指定する米穀取扱者から購入する。
- ② 災害救助法が適用された場合は、①によるほか、本部長は、知事が中国四国農政局鳥取農政事務所長から直接買い付けた米穀の引渡しを受け供給する。ただし、この場合においては、原則として通常供給は行わないものとし、米穀販売業者及び消費者に対し、その旨を周知する。
- ③ 災害の規模が大きく、災害救助法が適用された場合で、交通及び通信の途絶等によって本部長が知事の指示を受けられない場合は、次のとおり緊急措置を講じて引渡しを受けものとする。
 - (7) 本部長は、鳥取農政事務所長又は保管倉庫の責任者に対して資料編第3章第9節第1表の2に定める「災害救助用米穀引渡申請書」により緊急引渡しを要請する。引渡しを受けた場合は、資料編第3章第9節第1表の3に定める「災害救助用米穀受領証」を発行する。
 - (4) 本部長は、前項の措置を実施した場合は、連絡がつき次第、速やかに知事に対して当該引渡しを受けた日別、倉庫別、及び米穀の類別、等級、数量等を知事に報告するものとする。

(2) 乾パン等

本部長は、被災者等に対して給食を行うため乾パン等を必要とする場合は、米穀の申請方法に準じて知事に申請するものとする。

(3) 米穀の緊急引渡し及び乾パン取扱系統図

資料編第3章第9節第2表のとおりである。

6 炊き出しの方法

(1) 炊き出し対象者

- ① 避難所に收容されている者
- ② 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、山崩れ等のため炊事ができない者
- ③ 旅行者、一般家庭の来訪者等で、食糧品の持ち合わせがなく調達できない者
- ④ 被害を受け一時縁故先に避難した者で、食糧品を喪失し持ち合わせのない者については食品の給与を行う。

(2) 炊き出し責任者

炊き出し等を実施する場合には、各炊き出し現場にそれぞれ責任者を配置するものとする。責任者には福祉保健対策部員その他適当な者を本部長が指名する。

なお、避難所内での炊き出し場合には、避難所の連絡責任者や自治会役員をもってあてることもできる。また、その実施にあたっては地域の団体等の協力を得て行うものとする。

(3) 応急食糧

炊き出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により食品等が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の簡易なものをもってあてる。

(4) 炊き出し施設

村内における各地域の炊き出し可能施設は資料編第3章第9節第3表のとおりである。

(5) 衛生管理

炊き出しにあたっては、次のように常に食品の衛生に心がけるものとする。

- ① 炊き出し施設に飲料適水を供給する。
- ② 必要な器具、容器をできる限り確保する。
- ③ 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。
- ④ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- ⑤ 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。

(6) 業者からの購入

村において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出し基準等を明示し、業者から購入し供給する。

(7) 炊き出しの実施期間及び費用の限度

- ① 災害救助法が適用された場合、炊き出しは災害発生の日から原則として7日以内とする。なお継続実施の必要がある場合には、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。
- ② 一時縁故先等に避難する被災者で食糧品を喪失し、持ち合わせのないものに対して炊き出しの期間内において3日以内の食糧品を支給することができる。(大人、小人の区別なし)
- ③ 費用の限度
災害救助法に規定された額以内。(資料編第3章第9節第4表)

(8) 炊き出し等の実施にともなう記録

炊き出し責任者は、炊き出し等の状況を把握するため資料編第3章第9節第5表に定める帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

(9) 炊き出し等のための応援要請

災害のため村内では、人的物的に炊き出し等による食品の給与ができないとき、又は、物資の確保のできないときは、県又は隣接市町に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。また、自衛隊による炊き出し出動について、県に派遣を要請するよう求める。

- ① 炊き出しの実施
 - (ア) 所要人数
 - (イ) 炊き出し予定期間
 - (ウ) 炊き出し用備品
 - (エ) 集合又は送付先
- ② 物資の確保
 - (ア) 必要物資の種別、数量
 - (イ) 必要期間
 - (ウ) 引取り或いは送付先
- ③ その他必要な事項

7 食糧の備蓄

村は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定められた共通品目としての食糧及びその他の食糧を災害用として備蓄するとともに、住民に対しては、発災直後から村の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧により対応できるよう平素から啓発に努める。

第10節 衣料生活必需物資供給計画

1 目的

被災者に配給する衣料生活必需品の確保と供給を迅速・確実に行うことを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合或いは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長(村長)が行う。

3 実施の方法

(1) 対象者

- ① 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水した者
- ② 被服、寝具その他生活に必要な最低限の家財を喪失した者
- ③ 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活に必要な最小限度の家財をただちに入手することができない者

4 給与及び貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画

物資対策部は世帯構成員別被害状況等を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与又は貸与するものとする。

(2) 物資の調達

権限を委任された場合或いは災害救助法が適用されない場合には本部長が生活必需品調達を下記のとおり行う。

- ① 本部長は、自ら備蓄する生活物資を被災者に対し供給、配分する。
- ② 村の備蓄する生活必需品だけでは対応できない場合は、県に対し連携備蓄品の供出について次の事項を明示し、要請する。

(ア) 品目別数量

(イ) 必要日時

(ウ) 引き取り又は送付場所

(エ) その他必要な事項

(3) 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定めるものとする。

(4) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与については自治会長等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

(5) 品目

救援物資の給与又は貸与は、実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

1. 寝具
2. 外衣
3. 肌着
4. 身廻り品
5. 炊事道具
6. 食器
7. 日用品
8. 光熱材料

(6) 基準額

救援物資は、資料編第3章第10節第1表に定める基準額の範囲内において、世帯単位で現物により給付する。

(7) 貸与の期間

災害救助法が適用された場合、原則として災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する救助物資の給貸与を完了する。なお、この期間内に給貸与を完了することができない場合には、知事あてに期間の延長を申請する。

5 義援金品の保管及び配分

被災者用に送付された義援金品等は、住民対策部で受け付け記録したのち保管し、り災の実態に応じ配分するものとする。

6 確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、資料編第3章第10節第2表に定める帳簿を整理し正確に記入し保管しておくものとする。

7 生活必需物資の備蓄

村は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定められた共通品目としての毛布及びその他の物資を災害用として備蓄するとともに、住民に対しては、平素から災害用物資の備蓄を奨励するよう努めるものとする。

第11節 給水計画

1 目的

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることのできない者に対し、飲料水の供給を図ることを目的とする。

2 実施責任者

飲料水の供給は、米子市水道局が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施（飲料水の供給）に関する知事の職権を村長に委託する。

3 各班が考慮する事項

班 名	考 慮 す る 事 項
水道班 (米子市水道局担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水の総合的企画に関する事 ○ 職員及びその他の者の応援要請に関する事 ○ 応急措置に必要な資機材等の調達 ○ 水道施設の被害調査、被害情報の収集 ○ 水道施設の災害対策及び応急措置 ○ 工事業者の作業隊編成及び活動計画に関する事 ○ 水源施設の被害調査、災害対策及び応急対策、取水及び配水状況の伝達
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援職員の手配 ○ 運搬等に使用する車両の確保 ○ 県等への給水応援要請
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄保存飲料水の運搬及び支給
福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の飲料水等の確保状況把握及び情報伝達 ○ 福祉機関の飲料水等の確保状況把握及び情報伝達
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報（水道関係）の迅速な情報伝達

4 給水の方法

給水は、米子市水道局、県、自衛隊、消防等の協力を求めて実施するものとする。

被災当初は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」により備蓄しているペットボトルの飲料水を、県（危機管理局）と調整のうえ、被災状況に応じて供給するものとする。

5 飲料水の供給

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、水質検査を行い、必要な浄水処理を行って供給する。
- (2) 被災地において確保することが困難なときは、村備蓄の飲料水を供出するとともに、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を給水車、給水タンク、又は飲料水用ポリ袋により運搬し給水するものとする。
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。
- (4) 必要な人員、資機材が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
 - ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量（概算）
 - ③ 給水する場所又は応援内容
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数

6 給水量等の基準

(1) 供給対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

(2) 給水量

1人 1日3ℓ

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による場合は1人1日20ℓ(ただし異常大災害の場合は3~5ℓ)とする。

(3) 実施期間

災害救助法が適用された場合、原則として災害発生の日から7日以内とする。なお、この期間内で打ち切ることが困難な場合には、この期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

7 広報

給水を実施する場合は、村及び県、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施するものとする。

8 給水のための応援要請

村内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県又は隣接市町等に対して応援要請を行うものとする。

(1) 給水対象地区、人口

(2) 1日の必要量

(3) 水源の要請

① 水源からの給水、運搬について

② 取水日時及び期間

(4) 給水機材の要請

① 品目別必要数量

② 必要とする日時及び期間

③ 機材の運搬について

④ 集積場所

(5) 給水全般に対する要請

① 給水日時

② 給水場所

③ 地区の給水受入れ体制について

④ その他

(6) その他必要な事項

9 応急給水機材の保有、調達

保有給水用機械器具及び応援要請で活用できる機材等は下記のとおりである。

保有者	機械等の種別	能力	数量	摘要
陸上自衛隊 (29-2161)	給水タンク	1,000ℓ	3	トレーラー式(要牽引)
	給水容器	20ℓ	122	

10 給水実施にともなう記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく資料編第3章第11節第1表の様式により正確に記録する。

11 災害用飲料水の備蓄

村は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定められた共通品目としての飲料水(保存水)を災害用として備蓄するとともに、住民に対しては、平素から災害用飲料水の備蓄を奨励するよう努めるものとする。

12 生活用水の給水

上水道施設を有しない本村は、災害時に供給を受けた飲料水の有効利用を図るため、生活用水の供給を計画するものとする。村長を責任者として、衛生班が災害時協力井戸に登録された井戸

所有者との連絡調整、開放した井戸について村民へ周知を行う。また、給水については、村民各自において行うこととし、避難所及び公共施設については避難住民及び行政等において行う。

第12節 入浴施設計画

1 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した村民の衛生確保を図ることを目的とする。

2 実施責任者

仮設入浴設備の供給及び給水の実施は本部長（村長）が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は要員、設備について応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事より村長に職権の委任があった場合は、村長が行う。

3 実施の方法

仮設入浴設備の供給及び給水は、概ね次の方法によって行う。

- (1) 浴場用水は被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所から給水車等により運搬供給する。
- (2) 仮設入浴設備は必要とする被災地に運搬供給する。

第13節 宅地・建物の被災判定計画

1 目的

この計画は、災害時に宅地建物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防御するとともに、被災地域に居住する住民の不安を取り除くこと、あわせて災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明の発行を迅速・確実に実施することを目的とする。

2 実施責任者

被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被害認定は本部長（村長）が行う。

3 危険度判定及び相談

(1) 被災建築物応急危険度判定

本部長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、被災建築物の判定を実施するものとし、実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

本部長は、実施本部を設置したときは、速やかに県に報告するものとし、必要な場合は判定士の派遣等、判定の実施のための支援を知事に要請するものとする。

(2) 被災宅地危険度判定

本部長は、大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、必要があると判断したときは、対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施するものとする。

本部長は、必要な場合は判定士の派遣等、判定の実施のための支援を知事に要請するものとする。

(3) 住宅相談

本部長は、地震による住宅の被害状況により、必要があると判断したときは、職員、建築技術者その他必要な者で構成する相談窓口を設置し、住民に周知するものとする。

① 相談業務の内容

(7) 住宅の応急措置に係る技術的な相談

(4) 住宅の補修、補強等工事の工法の助言に関すること

(㊦) 住宅の改築、新築等の恒久的な対策の助言に関すること

(㊧) 受託資金に係る融資制度に関すること

② 県への支援要請

村で相談員の確保が不可能なときは、県の住宅政策課長に対し、相談員の派遣を要請するものとする。

4 被害認定の実施

(1) 実施体制

本部長は、被害認定に係る現地調査及びり災証明の交付を実施する。なお、多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築士等の派遣等認定実施のための支援を好事に要請するものとする。

(2) 判定基準等

災害による各種の被害報告等を行うための調査の基準については、「災害の被害認定基準(平成13年6月内閣府)」に従って判断することとされており、被害認定に係る調査についても、当該基準によることとする。(資料編第3章第13節第1表)

また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。

(3) り災証明の発行

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後速やかにり災証明の交付ができるよう体制を整える。

① り災台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、り災台帳を整備する。り災台帳の作成にあたっては、必要に応じ固定資産台帳及び住民登録基本台帳を活用する。

② り災証明書の発行

り災証明書は、り災者の申請により、り災台帳を確認のうえ発行する。

(㊦) り災証明書の発行について、被害状況が確認できないときは、り災者の被害状況の申告により、り災届出証明書(本人の申告があった旨を証明する)を発行することとする。この場合、調査確認をしたときは、り災証明書に切り替えるものとする。

(㊧) り災証明書の発行は、原則として1回限りとする。

(㊨) り災証明書については、証明手数料を徴収しない。

(㊩) り災証明書の様式は、資料編第3章第13節第2表のとおりとする。

第14節 応急仮設住宅計画

1 目的

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者に対し応急仮設住宅の建設及び応急修理を施し、生活再建の場を確保することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合或いは災害救助法が適用されない場合は、本部長(村長)が行う。

3 応急仮設住宅

(1) 建設戸数

災害の規模によりその都度決定する。

(2) 対象者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしても、住家を確保することができない者

(3) 入居者の決定

本部長は民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象者順位を定め、災害救助法の適用されている場合及びその権限の委任がない場合は知事に入居選定のための調査書を提出する。

(4) 建設用地の選定

用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

(5) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とし、費用については1戸当たり災害救助法に規定された額以内とする。(資料編第3章第14節第1表のとおり)

(6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とする。

(7) 管理及び供与期間

管理は本部長が行う。被災者に供与できる期間はその工事が完了した日から2か年以内を原則とする。供与によって本部長は入居者から入居期間を記入した入居誓約書を提出させたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置する。

(8) 応急仮設住宅建設にともなう記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める資料編第3章第14節第2表の様式によりその記録を正確に行う。

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

- ① 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急修理のできない者

(2) 実施方法

- ① 本部長は民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出する。
- ② 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないものを対象とする。

(3) 対象戸数

災害の規模によりその都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合に救助支弁の対象となる戸数は半壊(焼、流失)世帯の3割以内である。なお、これによりがたい場合は修理対象戸数の限度引き上げを知事あてに申請する。

(4) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、一世帯当たり災害救助法に規定された額以内を原則とする。なお、同一住宅に2つ以上の世帯が居住している場合は1世帯とみなす。

(5) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合、原則として災害発生の日から1か月以内に完成するものとする。なお、この期間中に実施困難な場合にはこの期間内に知事に延長を申請する。

(6) 住宅の応急修理にともなう記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編第3章第14節第3表により正確に記録する。

5 建設業者について

村内の建設業者の主なものは資料編第3章第14節第4表のとおりである。

第15節 医療及び助産計画

1 目的

災害のため医療機関が混乱し、被災地の村民が医療及び助産の途を失った場合応急的に医療及び分べんの介助等を実施し、被災者の保護を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、或いは災害救助法が適用されない場合は本部長（村長）が行う。

3 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

4 救護所の設置

本部長は、必要に応じて救護所を置き救護チームを派遣するものとする。なお、必要と認めるときは、県及び医師会に対し医療（助産）救護活動につき協力要請を行うものとする。

5 医療及び助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療及び施術
- ④ 医院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

6 実施期間

医療については、災害発生の日から14日以内（助産にあっては災害発生の日の以前、又は以後7日以内に分べんした者に対して、分べんした日から7日以内を原則とする）

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

7 医療及び助産の実施

(1) 救護チームの編成

医療、助産の実施は村内の医師、看護師等の医療関係者をもって救護チームを編成し、医療及び助産の実施にあたる。必要のある時は、保健師、助産経験者に協力を依頼する。

(2) 医薬品の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について村内で調達不可能な場合には、次の事項を明示し、県及び隣接市町に要請するものとする。

- ① 品目別必要数量
- ② 必要日時
- ③ 運搬方法について
- ④ 集積場所

8 医療、助産の応援

災害が発生し、本部長が要請すれば救護チームは直ちにチームを編成し、医療、助産活動にあたるが、村内の救護チームだけで医療、助産の実施が不十分な場合は、県医療救護対策支部（西

部総合事務所福祉保健局)をはじめ日赤県支部等医療関係機関に次の事項を明示し応援要請を行うものとする。

なお、県医療救護対策支部センター(西部総合事務所福祉保健局)及び日赤県支部等は事態に応じ村からの要請を待つまでもなく、医療、助産活動を開始するが、この場合にもこれらの救護チームと密接な連絡のもとによく協議し円滑なる医療活動を行うものとする。

- (1) 医療対象地区
- (2) 医療対象人口
- (3) 医療内容
- (4) 救護チームの数及び集合場所
- (5) その他必要な事項

9 救護チーム等による医療活動ができない場合

救護チーム等による医療、助産活動ができない場合には資料編第3章第15節第1表の医療機関に紹介して受診させるか搬送することとする。

10 救急搬送体制等の確立

救急搬送時に救急車両が不足する場合は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局と応援要請について協議するとともに、次の措置を実施する。

- (1) 救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
- (2) 事故等発生関係機関及び村所有の車両を応急的に活用する。

11 医療機関、薬剤等の現況

村内の医療機関及び医療、助産に必要な医療資材、医療品等の現況は資料編第3章第15節第2表のとおりである。

12 救護活動にともなう記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編第3章第15節第3表の様式により正確な記録を行うものとする。

第16節 防疫計画

1 目的

災害時における生活環境の悪化による感染症の流行等を未然に防止するとともに、食品の衛生、家畜の防疫に関する対策を講ずることを目的とする。

2 実施責任者

災害時における防疫は本部長(村長)が実施する。

ただし「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」又は予防接種法の規定による代執行は知事が行う。

3 対象者

災害対策本部未設置の場合にあっては、村防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合は、これを本部に吸収するものとするが、この場合にあっては未設置の場合に準じて実施する。

- ①総務記録係 ②情報連絡係 ③資材係 ④消毒係
⑤給水清掃係(検水調査) ⑥検病調査係

(備考) 係の編成にあたっては、業務の重複をさけるため適宜兼務とすることができる。

4 防疫の種別及び方法

(1) 検病及び健康診断

米子保健所を主体とし、感染症患者の発生状況を把握し、下痢、有熱患者が現に発生している地域、或いは避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の村民を優先し、その必要に応じ順次実施する。さらに検病検査の結果必要と認める地域の村民に対して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第19条第1項第1号の規定により知事が健康診断を行うが、村の担当員もその実施にあたって協力するものとする。

(2) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要に応じ、種類、対象、期間等を定め県と共同して予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

① 公的機関による消毒

知事の指示に基づいて速やかに消毒活動を実施するものとする。消毒回数等詳細については、被害の状況、消毒場所の地域的条件を考慮のうえ適宜定めるものとするが、消毒箇所としては概ね次の場所とする。

(ア) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所

(イ) 避難所の便所、ごみ捨て場、その他不潔な場所

(ウ) 井戸

(エ) 状況によってそ族、昆虫等の駆除

② 各世帯が行う消毒

床上（必要に応じ床下）浸水地域に対しては被災直後各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁等の洗浄、便所等の消毒について実施させるとともに必要に応じ衛生指導を行う。

5 患者等に対する措置

(1) 災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに所轄の保健所と協議の上、重篤な場合は県内の感染症指定機関への患者又は保菌者の搬送及び入院を検討するものとする。

(2) 途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないときは、臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

(3) やむを得ない理由により感染症指定医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅療養とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

6 避難場所の防疫措置

(1) 避難所の防疫の徹底

本部長は避難所を開設したときは、感染症等の集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図る。

(2) 避難所の検病検査

避難者に対しては、発病を防ぐため随時検病検査を実施し防疫の完全を図る。

(3) 衛生消毒剤の散布等の指導

避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾール等による消毒、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。

(4) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

7 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、薬剤散布用器材の保有状況及び調達先は資料編第3章第16節第1表のとおりである。

8 食品衛生

食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力しその指導にあたる。おもな指導事項は次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

- ① 手洗いの励行、食品の消毒など一般的注意事項の喚起。
- ② 被災者の手持ち食品、見舞食品について衛生監視を行う。
- ③ 腐敗食品等不良食品の処分方法について適切な指導を行う。

(2) 炊き出し施設に対するもの

- ① 給食用施設の点検
- ② 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業する。

第17節 清掃及び死亡獣畜処理計画

1 目的

災害発生地における汚物、廃棄物による環境汚染を防止し、二次的被害を防止するため、被害地のし尿、ごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

2 清掃計画

(1) 実施責任者

被災地における清掃業務は本部長（村長）が実施する。

(2) 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、次の基準に従い清掃班を編成する。

① 塵芥、汚物等のごみ処理班

運搬車1台、運転手1名、作業員5～8名

所要器具 スコップ、フォーク等

② し尿処理班

し尿処理班は、し尿処理を要する地域、数量等に応じ、民間（公社等を含む）の処理業者に委託又は雇い上げ等により所要の班を編成する。

(3) 県及び隣接市町に対する応援要請

本部長は、村の能力のみで実施困難と認められるときは、米子保健所或いは、他の市町に次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- ① 清掃業務の種別
- ② 清掃を必要とする地域
- ③ 応援要請期間
- ④ 応援のための人員及び器材並びに集合、集積場所
- ⑤ その他必要な事項

(4) 清掃の方法

① 塵芥、ごみ処理

食物等の腐敗性のあるものは別に廃棄場所を定め、収集にあたって優先的に行うものとする。収集した塵芥、ごみの処理は原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は埋立て、野天焼き等環境衛生上支障の少ない方法で行うものとする。

② し尿の処理

し尿の処理は、本編第18節「トイレ対策計画」のとおりとする。

3 死亡獣畜の処理計画

(1) 実施責任者

- ① 死亡獣畜の処理は、化製場及び死亡獣畜取扱場で処理する場合は所有者が米子保健所長の許可を受け、又それ以外で処理をする場合は村長の許可を得て行うものとする。
- ② 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは本部長が実施するものとする。

(2) 処理の方法

- ① 移動できるものは適当な場所に集め、埋設、焼却等の方法で処理する。
- ② 移動できないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

4 災害廃棄物の処置及び村民への広報

村は、災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理について、その一時保管場所の確保に努めるとともに、村民に対しては、処理の方法及び搬送場所についての広報に努めるものとする。

5 清掃設備の状況

村に關係する清掃設備の状況は資料編第3章第17節第1表のとおりである。

第18節 トイレ対策計画

1 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するために定める。

- (1) 仮設トイレの設置、維持
- (2) 携帯トイレの配布
- (3) 既存トイレの復旧、維持

※以下本節において、次のとおり記載する。

仮設トイレ : 設置工事を伴うトイレ(又は比較的大型な可搬式のトイレ)で、バキュームカーによる汲み取りの必要があるもの【例: イベント用レンタルトイレ等】

携帯トイレ : 小型の据え置きトイレで、バキュームカーによる汲み取りの必要がないもの。【例: 医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例: カー用品の蓄便袋】

既存トイレ : 災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。

2 実施責任者

- (1) 被災地におけるし尿の収集及び処理は村が実施する。
- (2) 仮設トイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外は村が行う。
- (3) 携帯トイレの調達及び配布は、村が実施する。
- (4) 村が実施する業務について、村のみで処理することが困難な場合は、県又は他の市町に応援を求めるものとする。

3 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要となるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

(2) 対応窓口の一本化

トイレの対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なる。また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

(3) 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置を予め想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

また、し尿収集が計画的に行うことができるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

(4) 複数手段の活用

特に初動の段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的にいき、その効果を高めるものとする。

(5) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。

(6) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を行うものとする。
また、老人や身体に障がいがある者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

4 応援を求める手続き

(1) し尿処理の応援

村が県及びその他市町に応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 処理が必要な地域 | イ 期間 |
| ウ 応援を求める人員、機材 | エ 応援を求める業務の範囲 |
| オ その他参考事項 | |

(2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

村が県及びその他市町に応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ア 設置及び配布予定地域 | イ 設置及び配布予定期間 |
| ウ 必要な台数、個数及び使用する人数 | エ その他参考事項 |

5 し尿処理の実施方法

- (1) 村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託、又は雇い上げ等によりし尿処理班を編成するものとする。
- (2) し尿の処理は、原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、臨時的に環境衛生上支障のない場所における土地還元として処理する。
- (3) 村は上記(2)の場合に備えて、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画を予め定めておくものとする。
- (4) 村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。
- (5) 被災地域での処理能力が及ばない場合は、応急措置として2割～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するものとする。

6 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置にあたっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の、簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

(1) 村が行う応急対応

- ① 村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。
- ② 仮設トイレは地下水等が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖にあたっては消毒実施後に埋没するものとする。
- ③ 村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

- ④ 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。
- ⑤ 既存トイレが使用不能な村民に対しても、携帯トイレの配布を行うものとする。
- ⑥ 村は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、仮設トイレの借り上げルート及び携帯トイレの調達ルートを確保しておくものとする。

第19節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施を円滑に行うことを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、或いは災害救助法が適用されない場合は本部長（村長）が行う。

なお、行方不明者の搜索は村が主体となってい、遺体の処理は県警察機関及び村が行うものとする。

3 行方不明者の搜索

(1) 搜索の方法

① 組織

行方不明者の搜索は、村が警察機関、消防機関等の協力を得て搜索チームを編成し搜索にあたるものとするが、被災の程度、搜索の状況により地域住民等の応援を得るものとする。

② 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により生死が明らかにならない者に対して行うものとする。

(2) 応援の要請

村のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を必要とする場合、次の事項を明示し県及び関係市町に対し、搜索の応援を要請する。

① 村内での搜索

- (ア) 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所
- (イ) 搜索予定地域
- (ウ) 応援を要する期間
- (エ) その他必要な事項

② 他市町内での搜索

- (ア) 行方不明者の漂着が予想される場所
- (イ) 行方不明者数及び氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
- (ウ) その他必要な事項

4 遺体の收容処理

(1) 実施者

搜索チームが実施することを原則とするが、必要に応じ村内の住民等の協力を求めて実施する。

(2) 遺体の届出

遺体を発見した者は、直ちに本部長に届出するものとする。届出を受けた本部長は、直ちに県警察本部に届出をするものとする。

(3) 調達体制の整備

村は、県及び警察機関等と連携し、遺体收容用の袋、棺、毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。

(4) 遺体の収容

遺体は警察機関による検視が行われた後、本部長が指示する遺体安置所或いは仮安置所に収容する。(原則として、村内の寺等に協力を求めることとする。)

(5) 遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別等のための措置として行うものである。

② 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に集めて埋葬の処理をするまで保存する。

③ 検視

遺体の検視及び身元不明遺体の確認については、警察機関が村及び県と連携して実施する。

④ 検案

遺体については、県或いは村の救護チーム、又は一般開業医の医学的検査を受け死因その他について明らかにする。

⑤ 遺体の引渡

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族、親族等に連絡のうえ検案後引渡しするものとする。

⑥ その他

変死体或いは、その疑いがある場合にあっては、警察機関により遺体検視後処理を行うものとする。

5 遺体の埋葬

(1) 実施者及び方法

災害の際、死亡した者で本部長が必要と認めた場合、村は応急的に埋葬を行うものとする。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族等に引き渡すこととする。

なお、埋葬にあたっては次の点を留意して行う。

① 事故等による遺体については、警察機関から引継を受けた後埋葬するものとする。

② 身元不明の遺体については、警察官と連絡し、その調査にあたる。

③ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影、及び性別、年齢、容貌、特徴等を記録する。

④ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しない者の埋葬は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

(2) 緊急火葬支援体制

① 本部長は、死体多数のため村及び鳥取県西部広域行政管理組合の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し、他市町の応援を要請する。

② 本部長は、遺体の輸送について、村のみで対応できないときは、知事に応援を要請する。

6 海上漂流死体の捜索

遺体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には県を通じ海上保安部、海上自衛隊等に捜索を要請するものとする。

7 遺体の捜索並びに遺体の処理、埋葬の期間及び費用

(1) 期間

遺体の捜索、処理、埋葬の実施については災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用されこの期間内に実施が困難な場合には、この期間内に知事に期間の延長を申請する。

(2) 費用

① 遺体の搜索

一定の基準額を定めるべき性質のものでないが、災害救助法が適用された場合、次のものが国庫補助の対象となる。

- (ア) 借上費（舟艇その他搜索のための必要な機材、器具）
- (イ) 修理費（上記の機械、器具の修繕費）
- (ウ) 燃料費（上記の機械、器具等に使用したガソリン代等）

② 遺体の処理

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は一体当たり災害救助法に規定された額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時保存するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり一坪の範囲内で設置し、この場合一体当たりの費用は災害救助法に規定された額。

(ウ) 埋葬

大人一人当たり、小人一人当たりの費用は災害救助法に規定された額以内とする。

(資料編第3章第19節第1表)

8 遺体の埋葬等のための施設の状況

資料編第3章第19節第2表のとおりである。

9 埋葬及び死体処理の実施にともなう記録

遺体の埋葬及び遺体の処置を実施した場合は、災害救助法に定める資料編第3章第19節第3表の様式により正確に記録するものとする。

第20節 障害物の除去計画

1 目的

この計画は、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安全を図ることを目的とする。

2 実施責任者

- (1) 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。
- (2) 漁港施設に漂流した障害物の除去については、漁港施設の管理者が実施するものとする。
- (3) 上記(1)(2)以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、本章第17節「清掃及び死亡獣畜処理計画」に準じて村が行う。なお、災害救助法が適用された場合、県は特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。また、知事が権限を村長に委任した場合は、村が行う。

3 障害物除去の対象

(1) 対象者

- ① 障害物のため当面の日常生活を営むことができない状態であること。
- ② 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者。
- ③ 半壊又は床上浸水した住家。
- ④ 原則として、当該災害によって住宅が直接被害を受けた者に限る。

なお、対象となる住宅の選定は、本部長が民生児童委員、その他関係者の意見を聞き決定する。(災害救助法が適用され、知事から権限の委任がない場合は調査書を知事あてに提出し、その決定による)

(2) 対象物

- ① 日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。
- ② 汚物の概念に入るものは、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合には、この計画による除去を行うものとする。

4 障害物除去の対象数

災害の規模により、その都度決定する。

5 障害物除去の方法

- (1) 村は比較的小規模なものについては、農林・土木対策部において処理し、大規模なものについては、消防機関、警察官、海上保安官及び建設業者等の協力を得ながら速やかに障害物の除去を実施するものとする。
- (2) 村は、応急対策を行ううえで支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて、「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき、山陰E L Vリサイクル協議会に支援を要請し、県、村、警察が連携して実施する。
- (3) 除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。
- (4) 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

6 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップ、その他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

7 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、予め選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他適当な場所。
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所。なお、工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物保管場所等を公示する。
- (3) 除去した障害物が、二次災害の原因にならないような場所。
- (4) 広域避難地として指定された場所以外の場所。

8 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物が滅失し、又は破損する恐れがあるとき、或いはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

9 障害物除去の期間

(1) 期間

障害物除去の期間は災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合にはこの期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

10 障害物除去にともなう記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める資料編第3章第20節第1表の様式により正確に記録するものとする。

第2 1 節 輸送計画

1 目的

災害時における被災者の避難、傷病者の収容、隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害時における輸送は災害応急対策を行う各対策部が行う。ただし、配車等総合調整は総務対策部が行う。

3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 人力による輸送

4 人員、物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、救出されたり災者、災害対策本部員、消防機関の職(団)員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

5 輸送力の確保

(1) 自動車による輸送

道路の交通不能の場合以外は、自動車による迅速・確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

① 村有のもの

総務対策部が稼働可能数の把握、配車を行う。

② 配車の要請

各対策部が自動車を必要とするとき、総務部対策部に配車の要請を行う。

③ その他のもの

各対策部からの要請により、村有のものだけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務対策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用或いは自家用の自動車の確保を図るものとする。なお村の所有するもの及び借用可能自動車の状況は資料編第3章第2 1 節第1表のとおりである。

④ 応援の要請

本部長(村長)は、本村内で自動車の確保が困難な場合、又は、輸送上他の市町で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 自動車の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要な事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車による輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で鉄道による輸送が適当であるときは、総務対策部はもよりの西日本旅客鉄道株式会社（駅等）にその要請を行い、鉄道による輸送の確保を図る。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、担当の総務対策部は村内の船舶を借り上げる等の措置によりその確保を図る。村内で確保できない場合は、県又は隣接市町に対し応援を要請するものとする。また海上保安部、自衛隊の応援が必要な場合は、知事を通じて応援要請を行なう。

なお、応援要請の際の明示事項は車両によるものに準じて行う。

(4) 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、或いは山間へき地等へ緊急人員、物資の輸送が必要となった場合は、自衛隊の航空機及び鳥取県消防防災ヘリコプター等の航空機による輸送を行うものとする。

自衛隊の航空機の要請手続き等については、第27節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また県消防防災ヘリコプターの要請手続きについては、第8節「消防防災ヘリコプター活用計画」に定めるものとする。なお、その要請にあたっては緊急度等十分検討のうえ行うものとする。

(5) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとする。労務者の確保は、第22節「労務供給計画」によるものとする。

6 緊急輸送

(1) 輸送路の確保

輸送路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送路の状況について、米子警察署と緊密な連絡をとり、次のような措置による安全通行の確保を図る。

- ① 通行の安全が確保されていない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、米子警察署に連絡し十分な連携を図る。
- ② 道路陥没等による通行障害が発生した場合は、二次災害防止に留意して応急復旧を図る。
- ③ 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯・パイロンなどを配置する。
- ④ 必要に応じ要員を配置し、交通整理を行う。
- ⑤ 県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要請する。

7 緊急輸送の方法等

災害規模の拡大にともない、輸送を行う自動車の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより米子警察署から緊急輸送車両を証明する標章（以下「**緊**標章」という）及び「緊急輸送車両確認証明書」の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項明示した申請書を提出するものとする。

- ① 番号標に表示されている番号
- ② 輸送人員又は品名
- ③ 使用者住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路
- ⑥ その他必要な事項

(2) 掲示箇所

緊急車両の使用者は「**緊**標章」を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急輸送車両確認証明書」を携帯するものとする。

8 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送基準は、次によるものとする。

(1) 輸送の範囲

① 被災者の避難

村長、警察官等避難指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送。(被災者を誘導するための人員、資材等の輸送)

② 医療及び助産

重病患者で救護チームでは処置できないもの等の移送及び救護チームの仮設する診療所等への患者輸送或いは救護チーム関係者の輸送等。

③ 被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。

④ 飲料水の供給

飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するために必要な人員、ろ水器、その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送。

⑤ 救済用物資

被災者に給(賃)与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、薪炭、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

⑥ 遺体の捜索

遺体の捜索のため必要な人員及び資材等の輸送。

⑦ 遺体の処理

遺体の処理及び検案のための救護チーム員等人員の輸送、遺体の処理のための衛生機材等の輸送、遺体の移動にともなう遺体の輸送並びに遺体を移送するための人員の輸送。

(2) 輸送期間

輸送期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

(3) 輸送の特例

輸送の範囲、輸送の機関に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請するものとする。

(4) 輸送実施にともなう記録

上記の輸送を行った場合には災害救助法に定める資料編第3章第21節第2表の様式により正確に記録するものとする。

第22節 労務供給計画

1 目的

災害応急対策を迅速・的確に実施するため必要な労務者及び技術者の動員を円滑ならしめ、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

2 実施責任者

村が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については本部長(村長)が行う。

3 労務者等の確保

災害対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行うものとする。

(1) 災害対策を実施するために必要な労務者の動員

(2) 公共職業安定所等のあっせんによる労務者の動員

(3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員

(4) 緊急時等における従事命令等による労務者等の強制動員

4 労務者等の雇用

村関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは労務者を雇用し、災害応急対策にあたるものとする。

(1) 雇用手続

各対策本部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し産業対策部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- ア. 雇用の理由 イ. 所要、職種別人員 ウ. 作業内容 エ. 雇用期間
オ. 就労場所 カ. 賃金の額 キ. その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として、災害の特殊事情を考慮のうえ本部長が決定する。

5 労務者等の応援要請

村内での動員では、労務者が不足する場合は次の事項を明示し、県或いは隣接市町に応援の要請を行うものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 所要職種別人員数
- (3) 作業内容
- (4) 作業期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) その他必要な事項

6 応援要請による技術者等の確保

自ら技術者等の確保が困難な場合は、次により関係機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ① 派遣を要請する理由（業務内容）
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(2) 知事に対する職員の派遣要請及び指定行政機関等の職員のあっせん要請

知事に対し職員の派遣を要請する場合及び指定行政機関、指定地方行政機関又は他市町の職員の派遣に係るあっせんに要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ① 派遣又はあっせんに要請する理由（業務内容）
- ② 派遣又はあっせんに要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与及びその他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

7 従事命令等による労務者の強制動員

(1) 災害応急対策のため緊急に必要な場合には、各法律に基づく強制命令により労務者の確保を図るものとする。

各法律に基づく命令の種類、執行者は次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令 "	知事 村長	災対法第71条第1項 " 第71条第2項	災害応急対策事業 (救助法に基づく 救助を除く応急 措置)	1. 災対法及び救助法による知事の従 事命令(災害応急対策及び救助作 業) (1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木及び建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木及び建築業者並びにこれら の従事者 (6) 地方鉄道業者及びその従事者 (7) 軌道業者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 2. 災対法及び救助法による知事の協 力命令(災害応急対策及び救助作 業) 救助を要する者及び近隣の者
協力命令 "	知事 村長	災対法第71条第1項 " 第71条第2項		
従事命令 協力命令	知事 "	救助法第24条 " 第25条	災害救助作業(救 助法に基づく救助)	
従事命令 " " "	村長 警察官 海上保 安官	災対法第65条第1項 " 第65条第2項 " "	災害応急対策作業 (全般)	村、区域内の住民又は当該応急措置 を実施すべき現場にある者
従事命令 "	消防 吏員 消防 団員	消防法第29条第5項 "	消防作業	火災の現場付近にある者
従事命令 " "	水防管 理者 消防 団長 消防機 関の長	水防法第24条 " "	水防作業	区域内に居住する者、又は水防の現 場にある者

(注) 災対法とは災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

(2) 従事命令等の執行

- ① 従事命令等の執行に際しては必要最小限度によるものとする。
- ② 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾しいにかかり、又は廃疾となった者又はその遺族等に対しては、次の法律に基づき損害補償を行うものとする。

- ① 消防法 第36条の3
- ② 災害救助法 第29条
- ③ 水防法 第45条
- ④ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- ⑤ 海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律
- ⑥ 災害対策基本法に基づく「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」(昭和40年3月26日鳥取県条例第7号)

8 労務供給にともなう記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編第3章第22節第1表により正確に記録するものとする。

第23節 文教対策計画

1 目的

災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2 実施責任者

- (1) 村立小学校の応急教育並びに村立文教施設の応急復旧対策は教育長が行う。
- (2) 文教施設の被災は、直接児童生徒の教育上に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、各学校の当面の応急措置については、学校長が教育長と協議の上、具体的な計画をたて実施するとともに村長に報告するものとする。

3 被害状況調査

災害が発生した場合は、学校長は文教施設及び児童生徒の被害状況の調査を速やかに行い、その結果を教育長へ報告するものとする。

4 応急教育対策

(1) 休校措置

① 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。児童・生徒を帰宅させる場合は、必要な注意事項を十分に徹底させるとともに次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率等による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教員がこれに付添うなどの措置をとる。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置をとる。

(ウ) 集団下校を行う場合は、可能な限り、電話、防災行政無線、広報車の利用等確実な方法で各家庭への連絡に努めるものとする。

② 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、防災行政無線、広報車の利用等確実な方法で各児童生徒及び保護者に徹底するものとする。

(2) 教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によって概ね次の方法によるものとする。

① 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行うとともに、一部が使用不能の場合については特別教室、屋内体育施設、体育館等を利用し応急教育を行う。

② 校舎の全部又は大部分が、使用不能の場合には、収容人員を考慮のうえ公民館等公共施設を利用するほか、私有施設の借上げを行う。

③ 広範囲にわたる激甚な災害により前記の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

④ 村に適当な施設がない場合は次の事項を明示し、県或いは隣接市町に対してあつせんを要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

(3) 応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業及び合同授業等の措置を講ずるとともに、極力規定授業時間数の確保に努めるものとする。

(4) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により、児童、生徒の教育に障害を及ぼ

す恐れのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり近接学校からの応援、或いは臨時採用等教員の確保に努める。

5 児童、生徒の災害援助に関する措置

(1) 教科書及び学用品の給与

文教対策部は被災学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会あてに報告するとともに教科書等のあっせんを要請するものとする。その他の学用品についても必要数量を調査のうえ、確保を図るものとする。また、必要に応じ村内或いは隣接市町の学校に対して使用済みの教科書等の供与についても依頼するよう考慮するものとする。

(2) 支給対象者

災害により教科書及び学用品を滅失又は、き損した小学校児童に対して支給する。

(3) 支給品目

① 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書及び学校教育法第107条により規定する図書

② 教材

教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

③ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

④ 通学用品

運動靴、かさ、かばん、長靴等

⑤ その他の品目

その他の品目においても、り災状況に応じ適宜調達支給する。

(4) 支給の方法及び期間

文教対策部は各学校長を通じ対象者に支給するものとする。

支給の期間については、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内にその手続きを完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用され、この期間に実施困難な場合は、この期間に知事あてに期間の延長を申請する。

(5) 費用

災害救助法が適用された場合にあってはそれによって行うものとするが、その限度額を超える部分、或いは災害救助法が適用されなかった場合には有償を原則とする。(資料編第3章第23節第1表)

(6) 学用品の給与にともなう記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編第3章第23節第2表の様式により正確に記録するものとする。

6 学校給食対策

(1) 学校給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力するものとする。

- ① 被害状況(調理関係職員、給食設備、給食用保管物資等)を把握するとともに、その対策を行うこと。
- ② 被災地に対する学校給食用物資の補給調整を行うこと。
- ③ 衛生管理、特に食中毒、感染症発生等の事故防止を厳重にすること。
- ④ 状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮すること。

7 児童、生徒、教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の検査
- (3) 感染症の予防接種や健康診断の励行

(4) 児童、生徒の健康管理及び保健指導

(5) 児童、生徒の心のケア

8 応急保育

大規模災害が発生した場合、保育所では次の措置をとる。

(1) 災害発生直後の措置

- ① 所長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- ② 災害の規模、幼児及び施設整備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部へ報告する。
- ③ 勤務時間外に災害が発生した場合は、所長及び保育士は保育所に参集し、村が行う災害応急対策・復旧対策に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

(2) 応急保育の実施

所長は、応急的な保育計画を作成し、臨時的幼児編成を行うなどの必要な措置を講じ、速やかに福祉保健課長に報告するとともに、幼児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

(3) その他の注意事項

① 幼児の救護保健衛生

施設内における幼児の救護は、原則として保育医等がこれにあたる。

② 幼児の心のケア対策

災害によって大きく生活の変化を余儀なくされる幼児に対し、専門医と相談のうえ、心のケアができるような医療体制の整備を促進する。その際、所長は福祉保健課長及び災害対策本部と連絡を密にとり、他の医療、救護体制と整合がとれるよう配慮する。

③ 保育所給食

本部長（村長）は、災害救助法による救助を受けている地域で応急的措置として、保育所の幼児に対し臨時的に政府あっせんの学校給食を実施するよう、鳥取県と協議する。

④ 保育士の確保

被害により保育士が不足するときは、応急措置として保育士の応援を求める。この時の応援要請順位は概ね次のとおりとする。

- (ア) 村職員の中から保育士の資格を持つ者
- (イ) 村内在住者で保育士の資格を持つ者へ依頼
- (ウ) 県及び隣接市町への職員派遣要請

⑤ 通所の安全確保

幼児の通所の安全を期するための適切な措置と指導を行う。

⑥ 延長保育の実施

災害により被災した保護者が安心して生活再建が行えるよう休日保育、一時保育の拡充を検討する。

第24節 隣保互助、民間団体活用計画

1 目的

地域住民により、自主的に結成されている自主防災組織等各種民間団体を、地域の防災体制の要として災害に備えるとともに、防災活動が円滑に行えるよう各種条件を整備することを目的とする。

2 実施責任者

被災地における民間団体への要請は、本部長（村長）が行うものとする。

3 対象団体

対象となる民間団体は次のとおりである。

- (1) 日赤奉仕団
- (2) 女性団体

(3) 自治会（自主防災組織）

(4) その他の民間団体

その現況等は資料編第3章第24節第1表のとおりである。

4 協力要請

(1) 災害対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、民間団体の責任者を通じ、協力要請するものとする。さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町長を通じ当該市町内の民間団体に協力を求める。

(2) 日赤奉仕団の協力を必要とする場合は、本部長は知事（県福祉保健部福祉保健課）あてにその要請を行い協力を求める。

(3) 民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業内容
- ③ 従事場所及び就労予定時間
- ④ 所要人員
- ⑤ 集合場所
- ⑥ 携行品等
- ⑦ その他必要な事項

5 協力活動の内容

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- (1) 被災者及び応急対策作業員等に対する炊き出し
- (2) 被災幼児の託児、保育
- (3) 被災者の救出
- (4) 救援物資の輸送、被災者に対する配給
- (5) 清掃、防疫活動の応援
- (6) 避難所の応援
- (7) その他災害応急措置の応援

第25節 ボランティアの受入計画

1 目的

この計画は、災害時の応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きいことから、その受入体制の整備について定める。

2 受入体制の整備

(1) 応援内容及び資機材の整備

受入計画を定め、応援を求める作業内容を明らかにするとともに、必要な物資・資機材の確保に努める。

(2) 窓口の設置

避難所班が日吉津村社会福祉協議会と協力し窓口となり、ボランティア名簿を作成する。

(3) ボランティアセンター

ボランティアセンターは日吉津村社会福祉センター内に設置するとともに、避難所班は災害対策本部及びボランティアコーディネーターと連絡を密に取り、常に迅速な対応が図れるよう心掛ける。

3 ボランティアに協力を求める主な事項

ボランティアに協力を求める作業は、救援物資の受入、仕分作業、在庫整理、荷出し、積載等であり、災害時の各段階における依頼内容は概ね次のとおりとする。

■ボランティアの活動内容

活 動 内 容	明 細	混乱期	中間期	安定期
救急救助活動	被災地域	◎	△	—
配送センター支援	配 送	◎	○	○
	入出庫	◎	○	○
	在庫管理	◎	○	○
	受入事務	◎	○	○
給水活動支援	配 送	◎	△	△
給水活動支援	給水管理事務	◎	△	△
自宅避難者等の支援	被災地域	◎	◎	◎
避難所支援	初動整備活動	◎	—	—
	救護活動	◎	○	—
	運営活動	△	○	△
避難行動要支援者	避難所、被災地域	◎	○	○
清掃等	避難所	○	—	—
	被災地域	○	○	○
ガレキ除去等	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 (医療、保健、教育等)	避難所	◎	◎	◎
	被災地域	◎	◎	◎

(注) 前記中 ◎は必要度の非常に高いもの、 ○は必要度の高いもの
△は必要度のあるもの —は必要度は少ないか、無いもの

4 災害ボランティアセンターの組織

災害ボランティアセンターの業務は概ね下表のとおりとする。

■ボランティアの活動内容

班		所 掌 す る 事 務 内 容
ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー 運 営	情 報 収 集	(1)被災者・避難所からの相談・ニーズ把握 (2)被災情報 (3)ボランティアとの現地同行調査
	広 報	(1)発信情報の整理 (2)広報紙の作成、配付、掲示 (3)マスメディアへの情報提供及び対応 (4)ボランティアへの情報提供 (5)被災者への情報提供
	運 営 ・ 渉 外	(1)村内ボランティア団体・グループ等への要請・交渉 (2)車両手配 (3)食糧、宿泊の確保 (4)運営・活動資機材の調達、運営・活動資金の調達 (5)運営要員の確保、派遣
	資 機 材 管 理	運営資機材・活動資機材の管理、貸出し
	記 録	活動記録、センターの運営記録
コ ー デ ィ ネ ー ト	受 付 ・ 登 録	(1)ボランティア保険の加入登録手続き (2)ボランティアの確保
	派 遣 調 整	グループ編成・ボランティア派遣
	指 導	(1)活動オリエンテーション (2)ボランティアミーティング (3)ボランティアの安全・健康管理
	企 画 開 発	イベント・活動プログラム開発・実施

5 協力者への保険

団体組織、ボランティア等村の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、損害保険は状況に応じて検討する。その際の掛け金については村が負担する。

6 ボランティアの営業活動等の禁止に係る事項

災害の混乱時において、ボランティアと称して被災者に作業料金の請求及び住家等の修理契約を取る事例があるため、ボランティアセンターは次のことに注意する。

- (1) ボランティアについては名簿管理を行い、各個人には名札を配付する。

名札は資料編第3章第25節図1参照

- (2) 作業場では、名札が見えるように指導する。
- (3) ボランティアセンター内に、「ボランティアに対するお願い」を掲示する。

「ボランティアに対するお願い」は、資料編第3章第25節図2参照

- (4) 村民からの苦情があった場合は、内容を確認し、当該ボランティアに注意し場合によってはボランティアをお断りする。
- (5) 上記の場合で、該当ボランティアが把握できない場合は、直ちに消費生活センターへ連絡する。

第26節 水防計画

1 目的

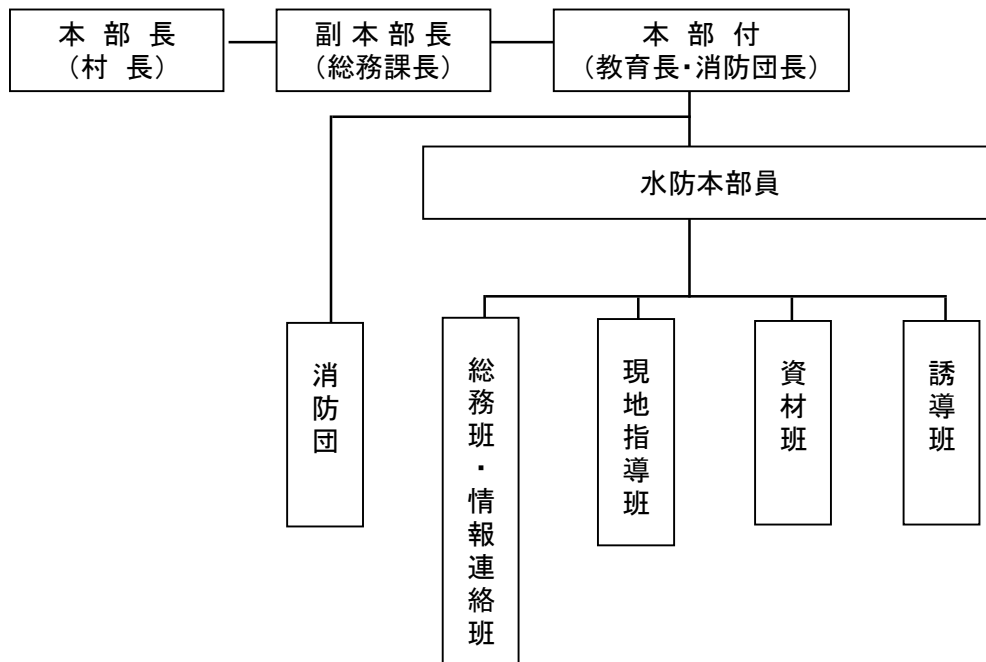
この計画は、日吉津村における洪水及び高潮に対し水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とし、水防法第32条の規定により定めるものとする。

2 水防組織と機構

- (1) 水防管理団体
日吉津村
- (2) 水防管理者
日吉津村長
- (3) 水防組織系統

■水防本部

本村における水防を総括するために設置し、本部事務局を日吉津村役場総務課に常置する。
また、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の組織に移行するものとする。



■本庁

班名	班長	班員	業務
	副班長		
総務班	総務課長補佐	総務課 職員 ・総務室 ・協働推進室	1. 水防計画の企画運用に関する事 2. 情報の収集、連絡に関する事 3. 水防警報の受信及び伝達並びに緊急対策に関する事 4. 各班及び関係機関の連絡調整に関する事 5. 水防機関、村民への連絡に関する事 6. 本部会議、本部員動員に関する事 6. 避難勧告・指示の発令、その他避難措置に関する事
	総務室長		
現地班	建設産業課長	建設産業課 住民課 職員	1. 災害の応急対策及び現地指導に関する事 2. 河川、農耕地、用排水路、樋門等の巡視、警戒、保全に関する事 3. 技術的被害調査に関する事 4. 水防作業及び水防工法の指導に関する事 5. 労務に関する事
	住民課長		
資材班	議会事務局長	議会事務局 出納室 職員	1. 水防資材の調達、配分及び輸送に関する事
	出納室長		
誘導班	福祉保健課長	福祉保健課 教育委員会 職員	1. 村民の避難誘導に関する事
	教育課長		
消防団	団長	消防団員	1. 水防活動に関する事 2. 河川等の巡視、警戒に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 人命の救助及び捜索に関する事
	副団長		

■水防機関

本村における水防活動については、消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもってこれにあてる。

総指揮者	補佐者	班長	現地作業隊	分担区域
団長	副団長	水防班長	17名	村内全域
1名	2名	1名	17名	

■気象情報伝達系統

気象情報伝達系統は、本章第3節「通信情報計画」に定める気象警報等の伝達系統図のとおりである。

3 重要水防区域

日吉津村における水防上重要な区域は、下記のとおりである。

河川名	水防区番号	土木工事事務所及び工事事務所別	重要水防区域				観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	重要度
			大字	左岸延長	右岸延長	予想される危険 工法				
日野川	18	国土交通省 日野川河川事務所	富吉		1,600	旧川跡 月ノ輪	車尾	1.60	2.60	要注意

4 水防警報、水位情報周知及び洪水予報について

水防警報、水位情報周知及び洪水予報を行う河川は、下記のとおりである。

水系名	河川名	水防法に定める河川			水防警報・水位情報周知・洪水予報の基準となる水位					
		水防警報河川	水位情報周知河川	洪水予報河川	観測所名	水位観測機器	指定水位(m)	警戒水位(m)	特別警戒水位(m)	危険水位(m)
日野川	日野川	●		●	車尾	テレメータ	1.6	2.6	—	5.0

5 雨量・水位の通報

(1) 雨量・水位の情報収集

村は、村内の主要河川の水位及び雨量について、気象庁、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム及びインターネット等による情報及び役場庁舎屋上に設置した雨量計を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

6 樋門操作並びに出水対策

樋門等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水の恐れを察知した場合は絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ樋門を閉じる等適切な措置をとるとともに水防本部に通報する。なお、本村における主な樋門等の現状は、資料編第3章第26節第1表のとおりである。

7 水防用資材及び資材の補充並びに取扱要領

水防用資材は出水時に使用するため常時備蓄する目的をもって水防倉庫を設け、有事の際にはこれらの資材をもって最も有効的に水防活動に使用出来るよう常に備蓄及び管理しなければならない。

(1) 器具・資材の確保と補充

倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておかなければならない。補充資材確保のため水防区域内の資材業者と協議し、資材の不足を生じた場合は速やかに補給出来るよう準備しておくこと。

(2) 水防用資材取扱要領

水防用資材は、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

資材の備蓄については、帳簿（資料編第3章第26節第2表）を備え常に正確に記入しておかなければならない。資材を使用したときは、5日以内に水防本部へ報告しなければならない。

水防資器材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができる。

8 水防配備と出動

(1) 水防配備体制

水防管理者は洪水等の災害時においては、水防本部員に常時勤務から水防配備体制への切換えを迅速確実に行い、水防の完遂を期さなければならない。

(2) 配備体制と活動内容

	時 期	配備体制と活動内容	
		総 務 班 資 材 班	現 地 班
準備体制	<p>【始期】</p> <p>①次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報</p> <p>②水防団待機水位を越えなお水位上昇の恐れがあるとき。</p> <p>【終期】</p> <p>①気象注意報が解除され、その必要がなくなったとき。</p>	<p>(1) 防災担当がこれにあたり、事態の推移によっては直に関係者の招集並びに現地指導班、水防機関などに指示ができる準備を進める。</p> <p>(2) 総務班員及び資材班員は、注意報が発令されると出来るだけ外出を避け、また居所を明確にする。</p>	<p>(1) 建設産業課職員がこれにあたり、事態の推移によっては、水防機関関係者を直に招集し現地指導ができるよう準備する。</p> <p>(2) 現地班員は異常気象が発令されると出来るだけ外出を避け、また居所を明確にする。</p>
第1配備体制	<p>【始期】</p> <p>①次の気象警報の1以上が発表されたとき。 ・大雨警報 ・高潮警報 ・波浪警報 ・洪水警報</p> <p>②はん濫注意水位を越え、なお水位上昇の恐れがあるとき。</p> <p>【終期】</p> <p>①気象警報が解除され、その必要がなくなったとき。 ②洪水予報における警報が解除され、その必要がなくなったとき。</p>	<p>(1) 総務班の班長又は副班長及び総務班のうち3～4名が12時間交替を原則として配備し、情報連絡を主とし現地指導班長、水防管理者、気象台、西部総合事務所県土整備局と連絡を密にし、現地指導班、資材班及び水防機関に適切な指示をする。</p>	<p>(1) 現地班長以下現地班員の約半数を原則としてこれにあたり、水防本部並びに水防機関と連絡を密にするとともに、管内の重要水防区域を巡視し、適時異常の有無を水防本部に連絡する。</p>
第2配備体制	<p>【始期】</p> <p>①村内全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また一部被害が発生した場合並びに日吉津村災害対策本部が設置された時などに、水防本部長が指示したとき。</p> <p>【終期】</p> <p>①警報、注意報は解除され、水防本部長が解除したとき。</p>	<p>(1) 総務班、資材班全員がこれにあたり、現地指導班、水防機関、気象台、西部総合事務所県土整備局と連絡を密にし情報収集と適切なる指示をする。</p>	<p>(1) 現地班全員がこれにあたり水防本部並びに水防機関と連絡を密にし、的確なる指示と情報を水防本部に連絡し被害の実状を的確に把握の上、関係方面に連絡する。</p>

9 水防活動計画

(1) 警戒巡視

水防管理者(村長)は、気象注意報を受けた場合、又は洪水、高潮及び津波の危険が予想される場合は、既往の被害箇所、その他特に重要な危険箇所に重点を置き、巡視及び警戒にあたらせるものとする。なお、異常を発見した場合は、直ちに所管班長を通じ、水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

(2) 消防団の出動

- ① 水防管理者（村長）は非常配備体制になった場合は、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせる等必要な措置を講じるものとする。
- ② 各班長は消防団の出動にあたり担当者を現地に派遣し水防作業の円滑を図るものとする。

(3) 現場活動本部の設置

水防管理者（村長）は、水防活動上必要と認める場合は、現場活動本部を設置する。

(4) 輸送

水防活動に必要な人員、資機材等の輸送については、本編第3章第21節「輸送計画」に準ずる。

(5) 水防作業

- ① 水防作業は消防団長又は消防署長の指揮に従い、規律統制ある団体行動の下に、水防資機材を活用し迅速・確実に行わなければならない。
- ② 水防工法は、事態に応じた合理的な工法とするとともに、必要に応じ、西部総合事務所県土整備局又は現地指導班の指導を受けるものとする。
- ③ 水防工法はその選定を誤らない限り、1種類の工法を施工するだけで十分効果を上げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し、初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で成果が認められない時は、これに代わる工法を次々と行い、極力被害の防止に努めなければならない。特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体最大時か又はその前後である。法崩れ、陥没等は通常減水期に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

10 応援

- (1) 水防法23条の規定により、水防管理者（村長）は緊急性がある時、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。
- (2) 水防管理者（村長）は、水防上やむを得ない事態が発生した場合には、水防法第24条の規定により、必要と認める範囲で、その区域内に居住する者又は現場にいる者を水防に従事させることができる。

11 水防信号

水防法第20条の規定により本村水防団の水防信号を、鳥取県水防計画に基づき、下記の二種に定める。

(1) 出動信号

消防団員全員出動

(2) 危険信号

必要と認める区域内の居住者に、避難のための立ち退くことを知らせる。

種 別	打鐘信号	サイレン		
出動信号	○-○-○ ○ ○-○-○	○-		○-
	3点と1点の班打	10秒	10秒	10秒
危険信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○	○-		○-
	5連打	30秒	30秒	30秒

12 決壊等の通報並びに決壊後の処置

(1) 決壊等の通報

水防管理者（村長）は、堤防、その他の施設が決壊した場合は、直ちにその旨を西部総合事務所県土整備局長及びその他の関係機関に報告又は通報しなければならない。

(2) 決壊後の処置

水防管理者（村長）は、堤防が決壊し、又はこれに準じた非常事態が発生した場合には、直ちに水防に必要な措置を講じ、被害が拡大しないように努めなければならない。

1 3 公費負担

(1) 公費負担の権限

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者（村長）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土地、土石、竹木その他の資材の使用
- ③ 車輛その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者（村長）又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては資料編第3章第26節第3表の証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、資料編第3章第26節第4表に示す証票を2通作成して、その1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、水防管理者（村長）は時価によりその損失を補償するものとする。

1 4 避難のための立ち退き

(1) 避難計画

水防管理者（村長）は、米子警察署長と協議のうえ、事前に避難計画を作成し、予定避難先及び経路を調査し、万全の措置を講じておくものとする。

(2) 避難のための立ち退き指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により水防管理者（村長）は、必要と認める区域の居住者に対して、避難のための準備又は立ち退きを迅速・確実に指示するものとする。水防管理者（村長）が立ち退き指示等をする場合は、米子警察署長にその旨を通知しなければならない。

1 5 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長又は県（河川管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川監視カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

1 6 水防解除

水防管理者（村長）は、水位が通報水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除

を命じ、これを一般に周知させるとともに、西部総合事務所県土整備局長に対しその旨を報告するものとする。

17 水防顛末報告

水防活動を行った場合は、資料編第3章第26節第5表の様式により遅滞なく、西部総合事務所県土整備局長に報告するものとする。

第27節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

災害に際し、人命、財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する場合その手続等を定め円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害派遣の要請は、本部長（村長）が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で本部長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第1位 総務課長 第2位 総務課長補佐 第3位 その場における最高責任者

3 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 村内で大規模の災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。
- (3) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に必要とするとき。
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情的やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。

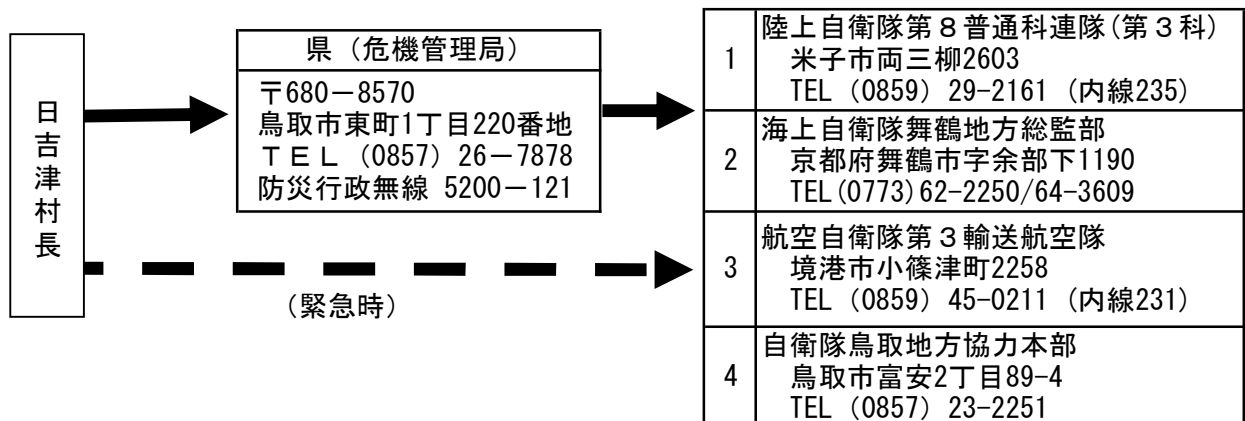
また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

4 災害派遣の要請手続き

- (1) 本部長は、災害派遣を必要とするときは、資料編第3章第27節第1表に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」により、知事（危機管理局）に部隊等の派遣要請をするものとする。

ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、本部長は電話等で知事（危機管理局）に通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。なお、知事への連絡が不能な場合は、本部長が直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

- (2) 災害派遣要請手続き系統



(注意事項)

- ・ 派遣要請の連絡は、陸上自衛隊第8普通科連隊(第3科)に対して行なうことで足る。
- ・ 整理番号4に対し、上記の連絡を依頼することができる。
- ・ 整理番号は、便宜上付したものである。

5 部隊等の受入れ措置

(1) 受入準備の設立

知事からの災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所或いは野営施設、車両、器材等の保管場所の準備。

② 連絡責任者の指名

本部長は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動と支障をきたさないようにする。

③ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資機材の確保その他必要事項について作業計画をたて、派遣部隊到着後、速やかに作業開始ができる体制を整えておく。応急措置に必要な資機材は例示すれば次のようなものである。

器具類・・・スコップ、ツルハシ等土木工具

設備類・・・夜間照明設備、給水用水槽又はドラム缶、ポリエチレン容器等

資材類・・・金網、鉄線、カスガイ、土のう、麻袋、杭、標識資材等

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

6 派遣部隊の撤収

本部長は派遣の必要がなくなったと認めるときは、資料編第3章第27節第2表に定める撤収要請申請書により知事に派遣部隊の撤収要請を申請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出する。なお、知事或いは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収することがある。

7 派遣部隊に関する報告

本部長は派遣部隊到着後、次の事項について知事あてに報告するとともに、その後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに第3章第27節第3表に定める部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

(1) 派遣部隊等の長の官職氏名

(2) 隊員数

(3) 到着日時

(4) 従事している作業の内容及び進捗状況

(5) その他参考となる事項

8 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

(1) 被災地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1m四方(基準)の旗を左右に振り連絡する。

① 病人が発生し救助を必要とする場合……………赤旗

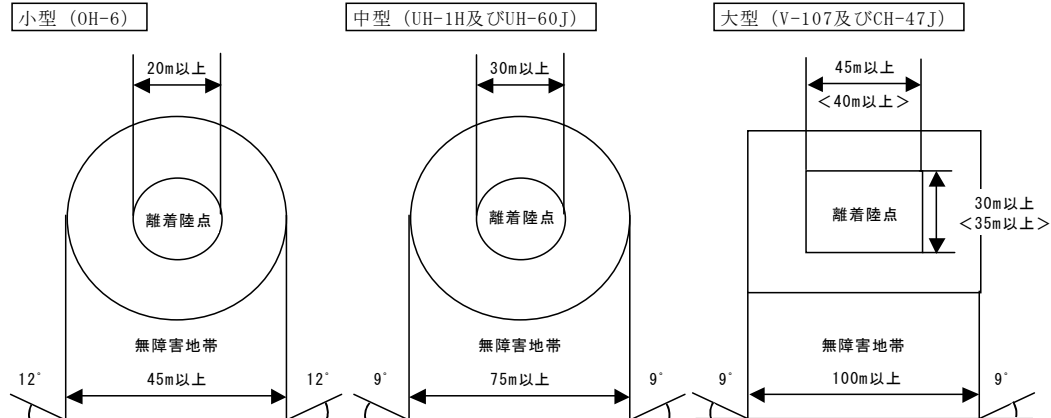
② 食糧が欠乏し救助を必要とする場合……………黄旗

③ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合……………白旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

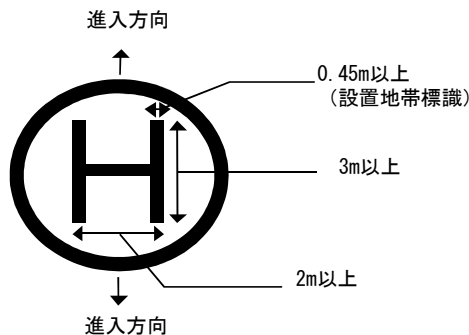
① ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

- (7) 地盤が堅固で平坦地（こう配4°～5°以下）であること。
- (イ) 無障害地帯。（基準力項）
- (ロ) 回転翼の回転によって、あまり砂じん等が舞い上がらない場所。
- (エ) 大型（CH-47）離着陸地の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされるものがないこと。
- (オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固める等の準備が必要。
- (カ) 単機着陸のために必要な広さ。



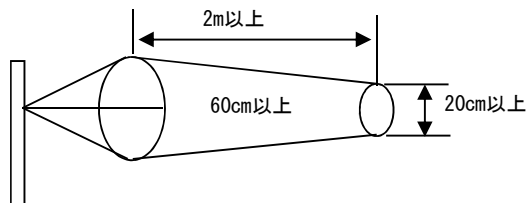
・ 離着陸点とは、安全容易に設置できるように準備された地点
 ・ 無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域

(キ) 標識



・ 半径2m以上で石灰標示
 ・ 積雪時は墨等で明瞭に標示

(ク) 吹き流し（風向指示器）



・ 色は背景と反対色
 ・ 大きさは標準であり、緊急の場合

② 危険防止の留意事項

- (7) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子ども等を接近させないこと。
- (イ) 着陸点付近に物品等遺物を放置しないこと。
- (ロ) 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

③ ヘリコプター発着場

村内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地は、日吉津小学校グラウンド（連絡先：日吉津村役場 TEL 0859-27-0211）である。

④ 飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮して物料投下することができる。

第28節 交通施設災害応急対策計画

1 目的

災害時の交通の確保を図り、応急措置の迅速化に資することを目的とする。

2 実施責任者

村が管理している道路で本部長（村長）が行う。

3 応急措置

(1) 村の管理する道路

本部長は村道で破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れがある場合、またその通報を受けた場合は直ちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに応急復旧に努め、さらに適当な回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

なお、通行の禁止、制限等の規制措置を実施する場合には、その内容等を米子警察署に通知するものとする。

(2) 国及び県が管理する道路

本部長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに西部総合事務所県土整備局長あてに報告するものとする。

(3) 応急工事実施要領

① 被害が小規模で通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は建設産業課長の判断で工事実施を行うものとする。

② 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、建設産業課長は総務課長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施する。

③ 被害の規模が、復旧工事費100千円を越える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用されない場合の応急対策は前記②により実施し、適用される場合にあっては、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

(4) 応急対策実施順位

① 救助実施に緊急を要する路線

② 定期バス路線であるもの

③ 官公署、学校、診療所、郵便局、停車場等の公共的施設と通じているもの

④ その他民生の安定上必要があるもの

4 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、或いは大規模な対策を必要とするときは、県或いは他の市町に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本章第27節参照）も考慮する。

(1) 作業員について

① 応援を必要とする理由

② 作業内容

③ 従事場所

④ 就労予定期間（時間）

⑤ 集合場所

⑥ 携行品等

⑦ その他必要な事項

(2) 機械等について

本章第29節「機械資機材の整備計画」参照。

5 応急対策用資機材の確保

(1) 応急対策用資機材の確保は農林・土木対策部土木班が行う。

(2) 業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除き全て請負業者に確保させるものとする。

第29節 機械資機材の整備計画

1 目的

災害に対し、必要な資機材の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

2 実施責任者

村及び村内の建設業者が保有する建設機械等の現況把握は本部長（村長）が行う。

3 現況把握

村が保有する建設機械等の現況は、資料編第3章第29節第1表のとおりである。

4 緊急使用のための調達

一時的には村保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は建設業者等の保有する建設機械等の借上げを行う。

このため、予め借上げ順位、手段及び費用負担等について建設業者等と協議しておくものとする。

5 応援要請

村だけでは建設機械の十分な確保が不可能な場合は、県或いは他の市町に次の事項を明示し応援要請を行うものとする。

なお、その状況によっては、自衛隊の災害派遣要請（本章第27節参照）も考慮する。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 機械の種別、性能、台数

(3) 作業内容

(4) 就労予定期間

(5) 運転操作員の有無

(6) その他必要な事項

第30節 海上等流出油災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時における流出油の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐことを目的とする。

2 防除対策

防除は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第38条第2項、第4項に規定するもののほか必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行うものとする。

3 村の措置

(1) 村民に対する災害状況の周知

(2) 村民に対し、必要に応じ火気使用の制限又は禁止、避難等の適切な指示

(3) 漁業者に船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等、適切な指示

(4) 沿岸地先海面の監視警戒と、必要に応じ警察、消防機関への出動依頼

(5) 災害状況の関係機関への報告

第3 1 節 大規模事故応急実施体制の整備計画

1 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について、総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図る。

2 村の体制及び対策

本部長（村長）は、事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

3 被害情報等の収集及び共有

村、県、警察機関、消防機関及びその他の関係機関は、的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

4 避難誘導及び立入の禁止

(1) 避難誘導

- ① 大規模事故が発生した場合、予め定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。
- ② 上記に関わらず、緊急性が切迫している場合、予め定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速・確実な避難誘導が可能な方法がある場合は、適宜その状況に応じた方法により、避難誘導を行うものとする。
- ③ 村は、必要に応じて、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

(2) 危険区域等への立入の制限

本部長（村長）は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止する必要がある場合には、立入制限等の措置を執るものとする。（本編第3章第6節8「その他立入制限等」参照）

5 二次災害の発生防止

大規模事故現場における応急対策実施にあたっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊など、二次災害の発生に留意し、予め必要な措置をとるものとする。

また、現場で応急対策にあたる者が、二次災害による被害を受けないよう、安全確保に努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業対策の計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して作成し早期実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として村で実施するものは、概ね次の計画によるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防施設災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (5) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
(農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
- 3 都市災害復旧事業計画
(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)
- 4 上下水道、清掃施設等災害復旧事業計画
(下水道法、清掃法)
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、売春防止法)
- 6 公立学校施設災害復旧事業計画
(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
- 7 公営住宅災害復旧事業計画
(公営住宅法)
- 8 公立医療施設災害復旧事業計画
(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
- 9 その他の災害復旧計画

第2節 公共事業に対する資金計画

災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融資、調達を行うため必要な措置を講ずるものとする。

措置の概要は次のとおりである。

- (1) 災害関係経費に係る資金需要を迅速・的確に把握する。
- (2) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
- (3) 地方交付税の繰り上げ交付を国へ要請する。
- (4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (5) 激甚災害が発生した場合には、災害状況を速やかに調査、把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害として指定されるよう資料の整備、関係機関への要望等その措置を行う。

第3節 資金融資計画

1 農林水産業者対策

村は被災農林水産業者に対してその経営の安定化を図るため、次の措置をとるものとする。

- (1) 農業協同組合等の金融機関が被災農林水産業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん。
- (2) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施。
- (3) 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金のあつせん。
- (4) 自作農維持資金融資法による自作農維持資金のあつせん。
- (5) 農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金の既往貸付資金にかかる貸付期限の延期等の措置。

2 商工業者対策

村は被災商工業者に対してその経営の安定を図るため、次の措置をとるものとする。

- (1) 政府及び一般の金融機関に対し、協力融資につき依頼する。
- (2) 地方銀行等に対し、村の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。
- (3) 村における各種融資制度の速やかな実施を図るものとする。

3 一般住宅対策

(1) 被災者生活再建支援制度の適用

この制度は被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。

村は、被災者生活再建支援制度の対象となる災害が発生した場合、対象者への被災者生活再建支援金の交付が円滑に行われるよう手続きを指導するものとする。

(資料編第4章第3節第1表を参照)

(2) 日吉津村被災者住宅再建支援制度の適用

この制度は日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例に基づき、住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建支援金を交付することにより、被災地域が活力を失うことなく、復興することを促進し、地域の維持と再生を図ることを目的としている。

本制度は被災者生活支援制度の対象とならない部分を補完するものとして位置づけられており、村は、鳥取県被災者住宅再建支援条例及び日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の定めるところにより、被災者住宅再建支援制度の対象となる災害が発生した場合、対象者への被災者住宅再建支援金の交付が円滑に行われるよう手続きを行うものとする。

(資料編第4章第3節第1表を参照)

(3) 住宅金融

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫資金のあつせん等を行う。

(4) 災害復興住宅資金

被災地の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため村においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

(5) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は融資の希望者、被害程度等その実態を把握したうえで災害特別貸付制度による融資を住宅金融公庫に申し出るとともに被災者に融資制度の内容を周知せしめる等必要な処置をとり、借入申し込みにあつてはその手続上の指導を行う。このため村においては被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(6) 住宅緊急改良資金の貸付

村は災害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改修、補修に要する資金の融資のあっせんを行う。

4 生活確保に対する資金対策

村は災害を受けた生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他小額融資の貸付を確保するため、世帯更生資金、母子福祉資金等の導入に努めるとともに被害地域の民生を安定させるため、被災者に対する次の対策を講ずるべく努める。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん
- (2) 村税の徴収の猶予及び減免の措置
- (3) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付等
- (4) 公営住宅の建設
- (5) 生活必需品物資の確保